

## 審査意見への対応を記載した書類（8月）

### （目次）看護学研究科 看護学専攻（M）

#### 【大学等の設置の趣旨・必要性】

##### 1. <養成する人材像、ディプロマ・ポリシー、設置の趣旨の整合性が不明確>（是正事項）

養成しようとする人材像について、「看護学分野に関する幅広く深い学識を基礎として、それらを実務に応用する能力及び看護学研究に関する手法や能力を身に付けて、看護の現場で生じる諸課題を科学的に探究し、その成果を看護実践の充実に活（い）かすことのできる看護職者」としているが、具体性に欠け、設置の趣旨や修了後の進路を合わせても不明確である。加えて、ディプロマ・ポリシーは人材像と関連し「関連領域の幅広い知識の修得」「豊かな知的学識」「研究活動の実践能力」と研究能力にも言及しているが、修了後の進路を見ても研究者等の養成を想定しておらず、整合性が不明確であるため、それらについて具体的に説明すること。

・・・ 1

##### 2. <設置の必要性が不明確>（是正事項）

本研究科を設置する必要性として、大学院設置に関する一般的な要望等の説明に終始しており、本学として地域における具体的な課題にどう対応したどのような看護人材が必要かの検討がなされていないため、より詳細に分析の上、説明すること。

・・・ 4

##### 3. <学生確保の見通しが不明確>（是正事項）

学生確保の見通しについて、本学在学学生・県内医療機関等へ従事している看護師への進学意向調査をみる限り、在学学生で修士の学位取得を希望する者は1名、2020年度の受験希望者は8名であるほか、近隣大学の入学定員充足率も考慮すると、8名の入学定員に対し中長期的に十分な学生確保を行えるか懸念が残る。客観的な数値に基づいて、学生確保の見通しについて改めて具体的に説明すること。

・・・ 9

##### 4. <入試選抜方法が不明確>（是正事項）

入試選抜方法について、例えば以下に示す事項等、不明確な点が散見されるので、具体的に説明するか、適切に改めること。

（1）評価基準の具体的な記載がなく、不明確。

・・・ 11

（2）一般入学試験について「学力試験として外国語及び専門分野に関する筆記試験」とあるが、外国語や専門分野とは具体的に何を指すのか不明確。

・・・ 13

(3) 推薦入学試験は一般入学試験から学力試験を免除したのみであり、アドミッション・ポリシーに定める能力をどのように担保しているのか不明確。

・・・14

(4) 入試形態ごとの入学想定者数が不明確。

・・・16

## 【教育課程等】

### 5. <養成する人材像と教育課程の整合性が不明確> (是正事項)

養成する人材像として「指導的立場で活躍できる看護職者」を挙げているが、指導力を修得するための授業科目と思われる「看護管理特論」や「看護教育学特論」は選択科目となっており、整合性が不明確であるので、具体的に説明するか、適切に改めること。

・・・17

### 6. <教育課程が十分か不明確> (是正事項)

教育課程について、カリキュラム・ポリシーがそれぞれの科目に対応するか明確になるよう適切に見直すとともに、以下の不明確な点について、具体的に説明するか、適切に改めること。

(1) ディプロマ・ポリシーに掲げる「研究活動を実践できる能力」に対応する授業科目として、看護研究方法ないしは看護特別研究のみを挙げている。これらの授業科目のみで十分な研究能力を修得できるか疑義があるので、研究能力をどのように醸成するか詳細に説明すること。

・・・19

(2) 専門教育科目において「発達・ヘルス支援看護学」「包括ケア看護学」の2領域を設定するとあるがそれぞれの領域の構成が不明確であり、全科目が選択必修科目となっているなど、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力を修得するために十分な内容となっているか懸念がある。

・・・25

### 7. <授業の時間割や配当単位数が不明確> (是正事項)

授業の時間割や配当単位数について以下の点が不明確なので、具体的に説明すること。

(1) 教育・研究指導体制の状況を判断するために重要な授業科目の具体的な開催日程等が不明確であるため、どの時間にどの授業科目を実施するか、科目・担当者等の記載がある時間割を示すこと。

・・・28

(2) 「看護研究方法」について、半期の15回の授業で単位数が4単位となっており、正当な単位数か疑義がある。単位の配当の考え方について具体的に説明すること。

・・・29

## 8. <研究指導体制が不明確> (是正事項)

研究指導において、例えば、以下の点が不明確であるので、具体的に説明するか、適切にあらためること。

- (1) 中間報告会、審査会等が多数の会が開催されることとなっているが、それぞれの会にはどのような体制か、どのようなことを目的として行うかや、それぞれの評価基準等が不明確である。・・・ 30
- (2) 学位論文審査において、審査基準が不明確である。・・・ 32
- (3) 学位論文審査において、主査がどうなるか等の審査体制が不明確である。・・・ 34
- (4) 学位論文発表会の位置付けや、具体的に何をどのように行うかが不明確である。・・・ 36

## 9. <学修成果の評価方法が不明確> (是正事項)

学修成果の評価方法について明確な方針の記載がなく、カリキュラム・ポリシーにも定められていないため、適切に改めること。

・・・ 37

## 10. <シラバスの記載内容が不適切> (改善事項)

シラバスの記載内容について、授業内容が不明確なものや成績の評価基準が「総合評価」等客観的でないものが散見されるため、適切に改めること。

・・・ 38

### 【教員組織等】

## 11. <教員組織の将来構想が不明確> (是正事項)

教員の年齢構成が比較的高齢に偏っていることから、教育研究の継続性を踏まえ、若手教員の採用計画など教員組織の将来構想を明確にすること。

・・・ 46

### 【名称、その他】

## 12. <記載不備> (是正事項)

例えば、ディプロマ・ポリシーについて申請書本文では単に「学位授与の方針」と記載されている一方で附属資料では「学位授与の方針 (DP)」とされていたり、カリキュラム・ポリシーについて「教育課程編成・実施の方針」と表現する一方で「教育課程の編成の考え方」と表現されていたりする個所があるなど、不整合な点が多くみられるので、申請書全体の再点検を行った上で適切に改めること。

・・・ 48

## 【大学等の設置の趣旨・必要性】

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (M)

### 1 <養成する人材像、ディプロマ・ポリシー、設置の趣旨の整合性が不明確>

養成しようとする人材像について、「看護学分野に関する幅広く深い学識を基礎として、それらを実務に応用する能力及び看護学研究に関する手法や能力を身に付けて、看護の現場で生じる諸課題を科学的に探究し、その成果を看護実践の充実に活(い)かすことのできる看護職者」としているが、具体性に欠け、設置の趣旨や修了後の進路を合わせても不明確である。加えて、ディプロマ・ポリシーは人材像と関連し「関連領域の幅広い知識の修得」「豊かな知的学識」「研究活動の実践能力」と研究能力にも言及しているが、修了後の進路を見ても研究者等の養成を想定しておらず、整合性が不明確であるため、それらについて具体的に説明すること。

(対応)

養成する人材とディプロマ・ポリシー及び修了後の進路の整合性が明確となるよう改めた。

(説明)

本研究科では、中央教育審議会答申で指摘されている大学院教育における人材養成機能を踏まえたうえで、「高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成」を担うため、養成する人材とディプロマ・ポリシー及び修了後の進路の整合性について、整合性が明確となるよう改めるとともに、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの関係が明確となるようカリキュラム・ポリシーを改めた。

## ■養成する人材

看護学研究科看護学専攻修士課程では、学部段階における看護教育に裏打ちされた専門的素養の上に立ち、看護の専門性の一層の向上を図るための深い知的学識と基礎的な研究能力を備えて、将来、指導的立場で活躍できる看護職者として、看護の質の向上や改善に貢献できる人材を養成する。

具体的には、看護学分野に関する理論的な知識とそれらに応用する能力及び自ら課題を設定し調査・分析する能力を身に付けて、質の高い看護ケアの提供とともに、看護の現場で生じる様々な事象や諸課題を科学的に探究し、その成果を看護活動に還元することができる高度な専門的知識・能力を持つ看護職者を養成する。

## ■学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

- 1) 看護活動の基盤となる関連領域に関する幅広い知識及びより良い看護活動を実践するための理論的知識や実践的能力を身に付けている。
- 2) 様々な健康状態や多様な場で看護を必要とする人々への看護に対し、俯瞰的検討ができ、質の高い看護ケアが実践できる応用能力を身に付けている。
- 3) 看護実践における諸課題に対し、研究的手法を用いて科学的に解明し、その成果を看護実践の改善に活かすことができる能力を身に付けている。

■教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

①教育課程編成の方針

- 1) 生命や医療の倫理及び健康や健康づくりに関する知識を深め、総合的な看護活動に必要な理論的知識や実践的能力を高めるための科目を配置する。
- 2) 看護実践の基本となる専門的な知識を深め、発達の段階や多様な場の特性に応じた看護実践に必要な応用能力を修得するための科目を配置する。
- 3) 看護職者として専門的な知識と技術の向上や開発を図り、高度な看護実践を展開するために必要となる研究的手法を修得するための科目を配置する。

■修了後の進路

修了後の進路としては、医療機関や社会福祉施設等において、高度な看護実践能力と課題探究能力を有して、質の高い看護ケアの提供とともに、看護実践における事象や諸課題を科学的に探究し、その成果を看護実践に還元することができる中核的な看護職者として活躍することが想定される。

（新旧対照表）

新	旧
<p>設置の趣旨等を記載した書類 （4～5 ページ）</p> <p>1. 設置の趣旨及び必要性 （4）教育研究上の目的及び養成する人材</p> <p>③養成する人材 看護学研究科看護学専攻修士課程では、学部段階における看護教育に裏打ちされた専門的素養の上に立ち、看護の専門性の一層の向上を図るための深い知的学識と基礎的な研究能力を備えて、将来、指導的立場で活躍できる看護職者として、看護の質の向上や改善に貢献できる人材を養成する。</p> <p>具体的には、看護学分野に関する<u>理論的な知識とそれらを活用する能力及び自ら課題を設定し調査・分析する能力を身に付けて、質の高い看護ケアの提供とともに、看護の現場で生じる様々な事象や諸課題を科学的に探究し、その成果を看護活動に還元することができる高度な専門的知識・能力を持つ看護職者を養成する。</u></p> <p>④学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー） 1) <u>看護活動の基盤となる関連領域に関する幅広い知識及びより良い看護活動を実践するための理論的知識や実践的能力を身に付けて</u></p>	<p>設置の趣旨等を記載した書類</p> <p>1. 設置の趣旨及び必要性 （4）教育研究上の目的及び養成する人材</p> <p>③養成する人材 看護学研究科看護学専攻修士課程では、学部段階における看護教育に裏打ちされた専門的素養の上に立ち、看護の専門性の一層の向上を図るための深い知的学識と研究能力を備えて、将来、指導的立場で活躍できる看護職者として、看護の質の向上や改善に貢献できる人材を養成する。</p> <p>具体的には、看護学分野に関する幅広く深い学識を基礎として、それらを実務に活用する能力及び看護学研究に関する手法や能力を身に付けて、看護の現場で生じる諸課題を科学的に探究し、その成果を看護実践の充実に活かすことのできる中核的な役割を果たす看護職者を養成する。</p> <p>④学位授与の方針 1) 看護活動の基盤となる関連領域に関する幅広い知識を修得している。</p>

<p>いる。</p> <p>2) <u>様々な健康状態や多様な場で看護を必要とする人々への看護に対し、俯瞰的検討ができ、質の高い看護ケアが実践できる応用能力を身に付けている。</u></p> <p>3) <u>看護実践における諸課題に対し、研究的手法を用いて科学的に解明し、その成果を看護実践の改善に活かすことができる能力を身に付けている。</u></p> <p>⑤修了後の進路</p> <p><u>修了後の進路としては、医療機関や社会福祉施設等において、高度な看護実践能力と課題探究能力を有して、質の高い看護ケアの提供とともに、看護実践における事象や諸課題を科学的に探究し、その成果を看護実践に還元することができる中核的な看護職者として活躍することが想定される。</u></p> <p>(6 ページ)</p> <p>4. 教育課程の編成の考え方及び特色</p> <p>(2) <u>教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)</u></p> <p>①教育課程編成の方針</p> <p>1) <u>生命や医療の倫理及び健康や健康づくりに関する知識を深め、総合的な看護活動に必要な理論的知識や実践的能力を高めるための科目を配置する。</u></p> <p>2) <u>看護実践の基本となる専門的な知識を深め、発達の段階や多様な場の特性に応じた看護実践に必要となる応用能力を修得するための科目を配置する。</u></p> <p>3) <u>看護職者としての専門的な知識と技術の向上や開発を図り、高度な看護実践を展開するために必要となる研究的手法を修得するための科目を配置する。</u></p>	<p>2) 質の高い看護活動を実践するための豊かな知的学識を修得している。</p> <p>3) 自ら課題を設定し調査・研究活動を実践できる能力を修得している。</p> <p>⑤修了後の進路</p> <p>修了後の進路としては、医療機関等において各看護領域における質の高い看護ケアの提供に携わる看護実践者として活躍することが想定されるとともに、医療機関等における人材育成のための継続教育や生涯教育の推進、看護職を目指す実習生に対する臨地実習指導などに携わることが想定される。</p> <p>4. 教育課程の編成の考え方及び特色</p> <p>(2) 教育課程編成・実施の方針</p> <p>①教育課程編成の方針</p> <p>1) 健康や健康づくり及び看護や生命や医療の倫理に関する諸問題など、看護活動の基盤となる関連領域に関する幅広い知識を修得するための科目を配置する。</p> <p>2) 看護実践の基本となる専門的な知識を深め、発達の段階や多様な場の特性に応じた看護実践に必要となる応用能力を修得するための科目を配置する。</p> <p>3) 看護職者としての専門的な知識と技術の向上や開発を図り、高度な看護実践を展開するために必要となる研究能力を修得するための科目を配置する。</p>
---	---

## 【大学等の設置の趣旨・必要性】

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (M)

### 2 <設置の必要性が不明確>

本研究科を設置する必要性として、大学院設置に関する一般的な要望等の説明に終始しており、本学として地域における具体的な課題にどう対応したどのような看護人材が必要かの検討がなされていないため、より詳細に分析の上、説明すること。

(対応)

地域における具体的な課題に対応するための看護人材の育成の必要性の点から、大学院設置の必要性を説明し、改めた。

(説明)

#### ■地域医療の現状と課題

長野県が策定した「長野県地域医療構想」の中の「将来の医療提供体制を実現するための施策」では、「医学、医療技術の進歩に伴い、保健医療サービスの範囲が拡大するとともに、内容の専門化が進んでいるため、医療従事者の高度な専門知識や技術の研修、養成体制整備が求められる」としており、施策の方向性として「看護職員の資質の向上」を掲げているところである。(資料1 長野県地域医療構想)

このように、医療の高度化や専門化が急速に進展する中で、質の高い医療を提供していくためには、医療現場の安全・安心を支える看護人材の資質の向上が求められていることから、地域医療における看護人材確保を踏まえたうえで、看護の専門性の一層の向上とともに、指導的立場で看護の質の向上や改善に貢献できる看護職者を養成することとした。

また、長野県の「第2期信州保健医療総合計画」における目指すべき姿として、「健康寿命の延伸、平均寿命と健康寿命の差の縮小」と「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現」を掲げている。本研究科は、この目指すべき姿の方向性を踏まえ、ディプロマ・ポリシーにおいて「様々な健康状態や多様な場における看護を必要とする人々への看護に対し、俯瞰的検討ができ、質の高い看護ケアが実践できる能力を身に付けている。」看護職者の養成を掲げ、専門教育科目において「発達支援・ヘルス看護学」と「包括ケア看護学」の2つの領域を設定したものである。(資料2 第2期信州保健医療総合計画)

#### ■地方公共団体等からの要請

本学が位置する長野市からは、長野県北信地域には看護系の大学院が設置されておらず、本研究科が設置された場合、第5次長野市総合計画に掲げている「安心して暮らせる健康づくりの推進」につながる医療・看護分野における専門性の高い人材の輩出が期待されるとして、看護学研究科看護学専攻修士課程の設置に対する要望がなされている。(資料3 大学院の設置等に係る長野市からの賛同の書面)

また、長野県看護協会からは、「長野県看護協会将来ビジョン」を公表し、「いのち・暮らし・尊厳を守り支える看護」、「人々の生涯にわたり、生活と保健・医療・福祉をつなぐ看護」を目指して取り組んでおり、看護の現場で生じる諸課題を科学的に探究し、その成果を看護実践の充実に活かすことのできる中核的な役割を果たす看護職者を養成することは、地域の医療・保健・福祉政策への貢献が期待されるとして、看護学研究科看護学専攻修士課程の設置に対する要望が

なされている。(資料4 長野県看護協会要望書)

このような、長野市が掲げる「安心して暮らせる健康づくりの推進」や長野県看護協会が掲げる「長野県看護協会将来ビジョン」等の施策や構想を踏まえたうえで、看護の現場で生じる諸課題を科学的に探究し、その成果を看護実践の充実に活かすことのできる中核的な役割を果たす看護職者を養成することとした。

#### ■医療機関等からの要請

本研究科の設置計画を進めるうえで、地域の医療機関等に対して、本研究科における教育研究上の目的や養成する人材、修得する資質・能力等を示したうえで、本研究科で養成する人材や設置の必要性、人材需要等に関するアンケート調査を実施した。

その結果、本研究科で養成する人材については、有効回答件数11件の約90.9%にあたる10件が「必要性を感じる」と回答しており、本研究科の設置については、有効回答件数11件の約90.9%にあたる10件が「必要性を感じる」と回答しているとともに、本研究科の修了生の採用については、有効回答件数11件の約100.00%にあたる11件が「採用したい」又は「採用を検討したい」と回答している。(資料5 人材需要アンケート調査結果(抜粋))

このような、地域の医療機関等に対する調査結果を踏まえたうえで、看護の専門性の一層の向上とともに、指導的立場で看護の質の向上や改善に貢献できる看護職者を養成することとした。

(新旧対照表)

新	旧
設置の趣旨等を記載した書類(2~4ページ) 1. 設置の趣旨及び必要性 (3) 看護学研究科を設置する理由・必要性 ③地域社会からの要請 1) 地域医療の現状と課題 長野県が策定した「長野県地域医療構想」の中の「将来の医療提供体制を実現するための施策」では、「医学、医療技術の進歩に伴い、保健医療サービスの範囲が拡大するとともに、内容の専門化が進んでいるため、医療従事者の高度な専門知識や技術の研修、養成体制整備が求められる」としており、施策の方向性として「看護職員の資質の向上」を掲げているところである。(資料2-① 長野県地域医療構想(抜粋)) このように、医療の高度化や専門化が急速に進展する中で、質の高い医療を提供していくためには、医療現場の安全・安心を支える看護人材の資質の向上が求められていることから、地域医療における看護人材確保を踏まえたうえで、看護の専門性の一層の向上とも	設置の趣旨等を記載した書類 1. 設置の趣旨及び必要性 (3) 看護学研究科を設置する理由・必要性 ③地域社会からの要請 新規



<p>に、指導的立場で看護の質の向上や改善に貢献できる看護職者を養成することとした。</p> <p>また、長野県の「第2期信州保健医療総合計画」における目指すべき姿として、「健康寿命の延伸、平均寿命と健康寿命の差の縮小」と「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現」としており、本研究科は、この目指すべき姿の方向性を踏まえ、学位授与の方針において「様々な健康状態や多様な場における看護を必要とする人々への看護に対し、俯瞰的検討ができ、質の高い看護ケアが実践できる能力を身に付けている。」看護職者の養成を掲げ、専門教育科目において「発達支援・ヘルス看護学」と「包括ケア看護学」の2つの領域を設定したものである。(資料2-② 第2期信州保健医療総合計画(抜粋))</p> <p>2) 地方公共団体等からの要請</p> <p><u>本学が位置する長野市からは、長野県北信地域には看護系の大学院が設置されておらず、本研究科が設置された場合、第5次長野市総合計画に掲げている「安心して暮らせる健康づくりの推進」につながる医療・看護分野における専門性の高い人材の輩出が期待される</u>として、<u>看護学研究科看護学専攻修士課程の設置に対する要望がなされている。(資料3 大学院の設置等に係る長野市からの賛同の書面)</u></p> <p><u>また、長野県看護協会からは、「長野県看護協会将来ビジョン」を公表し、「いのち・暮らし・尊厳を守り支える看護」、「人々の生涯にわたり、生活と保健・医療・福祉をつなぐ看護」を目指して取り組んでおり、看護の現場で生じる諸課題を科学的に探究し、その成果を看護実践の充実に活かすことのできる中核的な役割を果たす看護職者を養成することは、地域の医療・保健・福祉政策への貢献が期待される</u>として、<u>看護学研究科看護学専攻修士課程の設置に対する要望がなされている。(資料4 長野県看護協会要望書)</u></p> <p>このような、長野市が掲げる「安心して暮ら</p>	<p>1) 地方公共団体等からの要請</p> <p>長野県では、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、患者の状態に応じた質の高い医療を効果的に提供できる体制の構築とともに、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、地域に必要とされる医療サービスの維持・充実に向けた取り組みがなされており、質の高い看護ケアを提供するための深い知的学識と研究能力を有して、保健・医療・福祉分野において指導的立場でサービスを牽引できる人材を養成することは、地域医療の推進に大きく寄与するものとして、看護学研究科看護学専攻修士課程の早期設置が期待されており、同様の趣旨で長野市からは設置に対する要望がなされている。そもそも、本学看護学部の設置の時点から大学院設置構想を表明し、地域への貢献を目指しており、長野県、長野市による財政支援は大学院設置に対する期待も表明しているものである。(資料2 大学院の設置等に係る長野市からの賛同の書面)</p> <p>また、長野県看護協会では、保健・医療・福祉の現状や課題を踏まえ、長野県看護協会の目指す方向性として、「長野県看護協会将来ビジ</p>
---	--

<p>せる健康づくりの推進」や長野県看護協会が掲げる「長野県看護協会将来ビジョン」等の施策や構想を踏まえたうえで、看護の現場で生じる諸課題を科学的に探究し、その成果を看護実践の充実に活かすことのできる中核的な役割を果たす看護職者を養成することとした。</p>	<p>ョン」を公表し、「いのち・暮らし・尊厳を守り支える看護」、「人々の生涯にわたり、生活と保健・医療・福祉をつなぐ看護」を目指して取り組んでおり、看護の現場で生じる諸課題を科学的に探究し、その成果を看護実践の充実に活かすことのできる中核的な役割を果たす看護職者を養成することは、地域の医療・保健・福祉政策への貢献が期待されることから、看護学研究科看護学専攻修士課程の早期新設に向けた要望がなされている。(資料3 長野県看護協会要望書)</p>
<p>3) 医療機関等からの要請 本研究科の設置計画を進めるうえで、地域の医療機関等に対して、本研究科における教育研究上の目的や養成する人材、修得する資質・能力等を示したうえで、本研究科で養成する人材や設置の必要性、人材需要等に関するアンケート調査を実施した。</p>	<p>2) 医療機関等からの要請 看護学研究科看護学専攻修士課程の設置計画を進めるうえで、地域の医療機関等からの人材需要について検証するために、基礎となる看護学部の実習生の受入先の医療機関等を対象として、設置を計画している看護学研究科看護学専攻修士課程の必要性などに関するアンケート調査を実施した。</p>
<p>その結果、本研究科で養成する人材については、有効回答件数11件の約90.9%にあたる10件が「必要性を感じる」と回答しており、本研究科の設置については、有効回答件数11件の約90.9%にあたる10件が「必要性を感じる」と回答しているとともに、本研究科の修了生の採用については、有効回答件数11件の約100.0%にあたる11件が「採用したい」又は「採用を検討したい」と回答している。(資料5 人材需要に関するアンケート調査結果(抜粋))</p>	<p>その結果、将来、指導的立場で活躍できる看護職者の養成を目的とする大学院の教育については、有効回答件数11件の100.0%にあたる11件が「必要性を感じる」と回答しており、看護学研究科看護学専攻修士課程の設置については、有効回答件数11件の約90.9%にあたる10件が「必要性を感じる」と回答している。</p>
<p>このような、地域の医療機関等に対する調査結果を踏まえたうえで、看護の専門性の一層の向上とともに、指導的立場で看護の質の向上や改善に貢献できる看護職者を養成することとした。</p>	<p>また、本学の看護学研究科看護学専攻修士課程で養成する人材については、有効回答件数11件の約90.9%にあたる10件が「必要性を感じる」と回答しており、本学の看護学研究科看護学専攻修士課程で学んだ修了生の採用については、有効回答件数11件の100.0%にあたる11件が「採用したい」又は「採用を検討したい」と回答しており、看護学研究科看護学専攻修士課程の設置に対する要望の高さをうかがうことができる。(資料4 人材需要に関するアンケート調査結果報告書(抜粋))</p>
	<p>本学では、このような社会的な背景や大学院教育の方向性、地域社会からの要請を踏まえ</p>

	たうえで、既設の看護学部看護学科を基礎とする看護学研究科看護学専攻修士課程を設置することとした。
--	--

【大学等の設置の趣旨・必要性】

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (M)

3 <学生確保の見通しが不明確>

学生確保の見通しについて、本学在学生・県内医療機関等へ従事している看護師への進学意向調査をみる限り、在 student で修士の学位取得を希望する者は1名、2020年度の受験希望者は8名であるほか、近隣大学の入学定員充足率も考慮すると、8名の入学定員に対し中長期的に十分な学生確保を行えるか懸念が残る。客観的な数値に基づいて、学生確保の見通しについて改めて具体的に説明すること。

(対応)

入学定員に対し中長期的に十分な学生確保を行えることについて、客観的な数値に基づいて、改めて具体的に説明する。

(説明)

看護学研究科看護学専攻修士課程の設置計画を策定するにあたり、中長期的な学生確保の見通しを計量的な数値から検証することを目的として、長野県内の医療機関等に勤務する看護職者等及び本学の看護学部看護学科の在 student (2019年度1年生)を対象として、看護学研究科看護学専攻修士課程において養成する人材及び受験意向や進学意向等に関するアンケート調査を実施した。

その結果、長野県内の医療機関等に勤務する看護職者等においては、清泉女学院大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程が設置された場合、回答者数206人の約3.88%にあたる8人が「2020年度に受験を希望する」と回答しており、回答者数206人の約4.85%にあたる10人が「2021年度に受験を考える」、回答者数206人の約16.02%にあたる33人が「2022年度以降に受験を考える」と回答している。(資料6 進学需要アンケート調査結果(抜粋))

また、清泉女学院大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程が設置された場合、「2020年度に受験を希望する」と回答した者で、看護学研究科看護学専攻修士課程に合格した場合「進学を希望する」と回答した者は8人、「2021年度に受験を考える」と回答した者で、看護学研究科看護学専攻修士課程に合格した場合「進学を希望する」と回答した者は9人、「2022年度以降に受験を考える」と回答した者で、看護学研究科看護学専攻修士課程に合格した場合「進学を希望する」と回答した者は15人となっている。(資料6 進学需要アンケート調査結果(抜粋))

一方、清泉女学院大学の看護学部の在 student においては、清泉女学院大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程が設置された場合、回答者数47人の約2.13%にあたる1人が「受験を希望する」と回答しており、回答者数47人の約10.64%にあたる5人が「将来受験を考える(1～2年後)」、回答者数47人の約31.91%にあたる15人が「将来受験を考える(3～4年後)」と回答している。(資料6 進学需要アンケート調査結果(抜粋))

また、清泉女学院大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程が設置された場合、「受験を希望する」と回答した in student で、看護学研究科看護学専攻修士課程に合格した場合「進学を希望する」と回答した in student は1人、「将来受験を考える(1～2年後)」と回答した in student で、看護学研究科看護学専攻修士課程に合格した場合「進学を希望する」と回答した in student は2人、「将来受験を考える(3～4年後)」と回答した in student で、看護学研究科看護学専攻修士課程に合格した場合「進学を希望する」と回答した in student は7人となっている。(資料6 進学需要アンケート調査結果(抜粋))

ート調査結果(抜粋))以上の調査に加え、今回新たに令和2年度本学看護学部新入生(1年生)66人にアンケート調査を行った。このアンケートは1年生に本学が設置を目指す大学院について説明を行ったのちに実施したもので、外部機関によるものでないため、参考データであるが、アンケートの結果では「受験を希望する(2023年卒業年度)」と回答した1年生で、看護学研究科看護学専攻修士課程に合格した場合「進学を希望する」と回答した1年生は7人、「将来、受験を考える」と回答した1年生で、看護学研究科看護学専攻修士課程に合格した場合「進学を希望する」と回答した1年生は20人、「併願先の結果によって進学を考える」と回答した1年生は14人となっている。(資料7 進学需要アンケート調査結果(2020年入学生対象)(抜粋))

このように、長野県内の医療機関等に勤務する一部の看護職者等及び本学の看護学部看護学科の在籍生(2019年度)に限定した調査結果においても、清泉女学院大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程の入学定員を上回る受験意向と進学希望がうかがうことができることに加えて、今般行った調査においても本学看護学部へ入学する学生の大学院進学の意欲は一定数あることがうかがえる。

設置認可されれば、長野県内の医療機関等に勤務する多くの看護職者等のほか、他大学の看護学部の在籍生も受験対象者となること、さらには、近隣大学と比較した場合、JR長野駅東口から徒歩約1分という有職者の通学に便利な立地条件を有していることなどから、計画的な広報活動を行うことにより、入学定員に対し中長期的に十分な学生確保を行えるものと考えられる。

【大学等の設置の趣旨・必要性】

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (M)

4 <入試選抜方法が不明確>

入試選抜方法について、例えば以下に示す事項等、不明確な点が散見されるので、具体的に説明するか、適切に改めること。

(1) 評価基準の具体的な記載がなく、不明確。

(対応)

入試選抜方法における具体的な評価基準について、明確となるよう説明し、改めた。

(説明)

入試選抜方法における評価基準について、以下の通り設置の趣旨を改めた。

清泉女学院大学看護学研究科修士課程における推薦入学試験及び一般入学試験における評価基準について、以下の通り定める。

■推薦入学試験判定基準

1. 推薦書については、入学希望者の人柄と長所や特徴及び学業成績や学習態度などについて評価するとともに、面接審査の資料として用いる。
2. 成績証明書については、本研究科での学修に必要な基礎学力及び看護学分野に関する専門的な知識や能力などについて評価する。
3. 研究計画書については、入学後の研究目的や研究内容及び問題意識が明確であることなど、研究計画書全体について評価する。
4. 面接審査については、複数の入試委員により、志望動機、興味・関心、学修意欲、自分の考えや意見が明確であることなどについて評価する。

■一般入学試験判定基準

1. 外国語については、本研究科での学修に必要な英語力について評価するとともに、英文読解に関する能力について評価する。
2. 専門分野に関する筆記試験については、本研究科での学修に必要な看護学分野全体及び研究計画に即した看護学領域に関する知識について評価する。
3. 研究計画書については、入学後の研究目的や研究内容及び問題意識が明確であることなど、研究計画書全体について評価する。
4. 面接審査については、複数の入試委員により、志望動機、興味・関心、学修意欲、自分の考えや意見が明確であることなどについて評価する。

(新旧対照表)

新	旧
<p>設置の趣旨等を記載した書類 (19~20 ページ)</p> <p>9. 入学者選抜の概要</p> <p>(3) 入学者選抜の判定方針及び判定基準</p> <p>また、判定基準は次によるものとする</p> <p>1) 推薦入学試験判定基準</p> <p>① 推薦書については、入学希望者の人柄と長所や特徴及び学業成績や学習態度などについて評価するとともに、面接審査の資料として用いる。</p> <p>② 成績証明書については、本研究科での学修に必要となる基礎学力及び看護学分野に関する専門的な知識や能力などについて評価する。</p> <p>③ 研究計画書については、入学後の研究目的や研究内容及び問題意識が明確であることなど、研究計画書全体について評価する。</p> <p>④ 面接審査については、複数の入試委員により、志望動機、興味・関心、学修意欲、自分の考えや意見が明確であることなどについて評価する。</p> <p>2) 一般入学試験判定基準</p> <p>① 外国語については、本研究科での学修に必要となる英語力について評価するとともに、英文読解に関する能力について評価する。</p> <p>② 専門分野に関する筆記試験については、本研究科での学修に必要となる看護学分野全体及び研究計画に即した看護学領域に関する知識について評価する。</p> <p>③ 研究計画書については、入学後の研究目的や研究内容及び問題意識が明確であることなど、研究計画書全体について評価する。</p> <p>④ 面接審査については、複数の入試委員により、志望動機、興味・関心、学修意欲、自分の考えや意見が明確であることなどについて評価する。</p>	<p>設置の趣旨等を記載した書類</p> <p>9. 入学者選抜の概要</p> <p>(3) 入学者選抜の判定方針</p> <p>新規</p>

【大学等の設置の趣旨・必要性】

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (M)

4 <入試選抜方法が不明確>

入試選抜方法について、例えば以下に示す事項等、不明確な点が散見されるので、具体的に説明するか、適切に改めること。

(2) 一般入学試験について「学力試験として外国語及び専門分野に関する筆記試験」とあるが、外国語や専門分野とは具体的に何を指すのか不明確。

(対応)

一般入学試験における外国語及び専門分野に関する筆記試験について具体的に説明した。

(説明)

外国語に関する筆記試験については、本研究科での学修に必要となる英語力を問うとともに、英文読解に関する能力を問うための英語試験を課すこととしている。

また、専門分野に関する筆記試験については、本研究科での学修に必要となる看護学分野全体の知識を問うとともに、入学希望者の研究計画に即した看護学領域に関する知識を問うために、看護師国家試験と同レベルの看護学分野に関する試験を課すこととしている。

(新旧対照表)

新	旧
設置の趣旨等を記載した書類 (19 ページ) 9. 入学者選抜の概要 (2) 入学者選抜の実施方法 ②一般入学試験 一般入学試験は、推薦入学試験とは異なる尺度による受験生の多様な能力を評価することとし、 <u>研究計画書に基づく書面審査及び面接試験に加えて、学力試験として英語及び専門分野に関する筆記試験を課すこと</u> で、入学者受入れの方針に基づく入学志願者の能力、適性、意欲、関心等を総合的に評価する。	設置の趣旨等を記載した書類 9. 入学者選抜の概要 (2) 入学者選抜の実施方法 ②一般入学試験 一般入学試験は、推薦入学試験とは異なる尺度による受験生の多様な能力を評価することとし、 <u>学力試験として外国語及び専門分野に関する筆記試験に加えて、面接試験を課すこと</u> で、入学者の受入方針に基づく入学志願者の能力、適性、意欲、関心等を総合的に評価する。



【大学等の設置の趣旨・必要性】

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (M)

4 <入試選抜方法が不明確>

入試選抜方法について、例えば以下に示す事項等、不明確な点が散見されるので、具体的に説明するか、適切に改めること。

(3) 推薦入学試験は一般入学試験から学力試験を免除したのみであり、アドミッション・ポリシーに定める能力をどのように担保しているのか不明確。

(対応)

推薦入学試験におけるアドミッション・ポリシーに定める能力の担保について具体的に説明し、改めた。

(説明)

推薦入学試験におけるアドミッション・ポリシーに定める能力の担保は以下の通りとする。

「①看護学分野に対する強い興味と関心並びに学習意欲を有している」ことについては、面接試験(推薦書を含む)及び研究計画書により判定することとし、「②看護学分野の基礎的な知識及び基本的な技術と態度を有している」ことについては、成績証明書及び面接試験(推薦書を含む)により判定することとしている。

また、「③物事を多面的かつ論理的に考察し、適切に判断することができる」ことについては、面接試験(推薦書を含む)により判定することとし、「④自分の考えを的確に表現し、相手に確実に伝達することができる」ことについては、研究計画書及び面接試験(推薦書を含む)により判定することで、推薦入学試験におけるアドミッション・ポリシーに定める能力の担保を図ることとしている。

なお、アドミッション・ポリシーと推薦入学試験と一般入学試験の入学試験項目の関連を整理し下表に示した。

表1 アドミッション・ポリシー(下表「AP」)と入学試験項目の関連

AP	APに係る 評価項目	入学試験の項目	
		推薦入学試験	一般入学試験
看護学分野に対する強い興味と関心並びに学習意欲を有している。	興味 関心 意欲	面接試験(推薦書を含む) 研究計画書	面接試験 研究計画書
看護学分野の基礎的な知識及び基本的な技術と態度を有している。	知識 技能 能力	成績証明書 面接試験(推薦書を含む)	筆記試験
物事を多面的かつ論理的に考察し、適切に判断することができる。	主体性 多様性 協働性	面接試験(推薦書を含む)	面接試験
自分の考えを的確に表現し、相手に確実に伝達することができる。	思考力 判断力 表現力	面接試験(推薦書を含む) 研究計画書	面接試験 研究計画書

(新旧対照表)

新	旧
<p>設置の趣旨等を記載した書類（19 ページ）</p> <p>9. 入学者選抜の概要</p> <p>（3）入学者選抜の判定方針及び判定基準</p> <p>2)「看護学分野の基礎的な知識及び基本的な技術と態度を有している」ことについては、主に知識・技能・能力を評価するため、成績証明書又は筆記試験及び面接試験により判定する。</p> <p>表1 アドミッション・ポリシー(下表「AP」)と入学試験項目の関連</p>	<p>設置の趣旨等を記載した書類</p> <p>9. 入学者選抜の概要</p> <p>（3）入学者選抜の判定方針</p> <p>2)「看護学分野の基礎的な知識及び基本的な技術と態度を有している」ことについては、主に知識・技能・能力を評価するため、成績証明書又は筆記試験により判定する。</p> <p>新規</p>

【大学等の設置の趣旨・必要性】

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (M)

4 <入試選抜方法が不明確>

入試選抜方法について、例えば以下に示す事項等、不明確な点が散見されるので、具体的に説明するか、適切に改めること。

(4) 入試形態ごとの入学想定者数が不明確。

(対応)

入試形態ごとの入学想定者数について明確にした。

(説明)

入試形態ごとの入学想定者数については、推薦入学試験3人、一般入学試験5人の入学者数を想定している。

(新旧対照表)

新	旧
設置の趣旨等を記載した書類 (18 ページ) 9. 入学者選抜の概要 (2) 入学者選抜の実施方法 看護学研究科看護学専攻修士課程における募集人員は、推薦入学試験 <u>3人</u> と一般入学試験 <u>5人</u> 合わせて8人とする。	設置の趣旨等を記載した書類 9. 入学者選抜の概要 (2) 入学者選抜の実施方法 看護学研究科看護学専攻修士課程における募集人員は、推薦入学試験と一般入学試験合わせて8人とする。

【教育課程等】

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (M)

5 <養成する人材像と教育課程の整合性が不明確>

養成する人材像として「指導的立場で活躍できる看護職者」を挙げているが、指導力を修得するための授業科目と思われる「看護管理特論」や「看護教育学特論」は選択科目となっており、整合性が不明確であるので、具体的に説明するか、適切に改めること。

(対応)

養成する人材像と教育課程の整合性が明確となるよう、指導力を修得するための授業科目について、選択科目から必修科目に改めた。

(説明)

本研究科では、養成する人材像として「指導的立場で活躍できる看護職者」を挙げているが、指導力を修得するための授業科目が選択科目となっており、養成する人材像と教育課程の整合性が不明確であるとの審査意見を踏まえて検討した結果、指導力を修得するための授業科目である「看護管理特論」及び「看護教育学特論」について、選択科目から必修科目に改めることとした。

また、「看護管理特論」と「看護教育学特論」を必修科目としたことに伴い、卒業要件及び履修方法について、以下の通り、改めることとした。

(新旧対照表)

新	旧
<p>設置の趣旨等を記載した書類 (7~8 ページ)</p> <p>4. 教育課程の編成の考え方及び特色 (7~8 ページ)</p> <p>(3) 教育課程の編成の特色</p> <p>①共通教育科目</p> <p>教育課程編成・実施の方針に掲げている「生命や医療の倫理及び健康や健康づくりに関する幅広い知識を深める」ための科目として、「生命倫理特論」2単位と「健康管理特論」2単位を必修科目として配置する。</p> <p>「生命倫理特論」では、生命に関する倫理的な問題や課題についての理解を深め、生と死に医療がどう関わるべきかについての考察を通して、倫理的な諸問題に対処する考え方の幅を広げることとし、「健康管理特論」では、健康づくり対策や健康問題への取り組みなどの考察を通して、看護実践に影響を及ぼし決定を下す際の重要な概念である健康について</p>	<p>設置の趣旨等を記載した書類</p> <p>4. 教育課程の編成の考え方及び特色</p> <p>(3) 教育課程の編成の特色</p> <p>①共通教育科目</p> <p>「共通教育科目」は、生命や医療の倫理及び健康や健康づくりに関する諸問題など、看護活動の基盤となる関連領域に関する幅広い知識を深めるための科目として、「生命倫理特論」2単位と「健康管理特論」2単位を必修科目として配置する。</p> <p>「生命倫理特論」では、生命に関する倫理的な問題や課題についての理解を深め、生と死に医療がどう関わるべきかについての考察を通して、倫理的な諸問題に対処する考え方の幅を広げることとし、「健康管理特論」では、健康づくり対策や健康問題への取り組みなどの考察を通して、看護実践に影響を及ぼし決</p>

<p>の知識を深めることとしている。</p> <p>また、<u>教育課程編成・実施の方針に掲げている「総合的な看護活動に必要な理論的知識や実践的能力を高める」ための科目として、「看護理論特論」2単位、「看護倫理学特論」2単位、「看護管理特論」2単位、「看護教育学特論」2単位を必修科目として配置するとともに、「コンサルテーション論」2単位、「フィジカルアセスメント特論」2単位、「家族看護学特論」2単位を選択科目として配置することとしている。</u></p> <p>6. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件（15 ページ）</p> <p>（7）修了要件</p> <p>看護学研究科看護学専攻修士課程の修了要件は、体系的に教育の課程を履修し、修了に必要なとなる単位数として、「共通教育科目」の必修科目 <u>6科目12単位</u>、「研究科目」の必修科目 <u>2科目12単位</u>に加え、<u>専門教育科目2科目6単位（2領域のうち1領域を選択し、当該領域の特論科目1科目2単位及び演習科目1科目4単位）</u>を含む合計30単位以上を取得するとともに、研究指導教員による研究指導を受けて、修士論文を作成し、修士学位論文審査に合格した者に対して「修士(看護学)」の学位を授与する。</p> <p>（別記様式第2号（その2の1） 教育課程等の概要 共通教育科目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護管理特論 必修</li> <li>・看護教育学特論 必修</li> </ul> <p>（卒業要件及び履修方法） <u>必修8科目24単位（共通教育科目6科目12単位、研究科目2科目12単位）</u>に加え、<u>専門教育科目2科目6単位（2領域のうち1領域を選択し、当該領域の特論科目1科目2単位及び演習科目1科目4単位）</u>の合計30</p>	<p>定を下す際の重要な概念である健康についての知識を深めることとしている。</p> <p>また、看護実践の基本となる専門的な知識を深めるための科目として、「看護理論特論」2単位と「看護倫理学特論」2単位を必修科目として配置するとともに、「コンサルテーション論」2単位、「フィジカルアセスメント特論」2単位、「家族看護学特論」2単位、「看護管理特論」2単位、「看護教育学特論」2単位を選択科目として配置する。</p> <p>6. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件</p> <p>（7）修了要件</p> <p>看護学研究科看護学専攻修士課程の修了要件は、体系的に教育の課程を履修し、修了に必要なとなる単位数として、「共通教育科目」の必修科目 <u>4科目8単位</u>、「研究科目」の必修科目 <u>2科目12単位</u>を含む合計 <u>30単位以上</u>を取得するとともに、研究指導教員による研究指導を受けて、修士論文を作成し、修士学位論文審査に合格した者に対して「修士(看護学)」の学位を授与する。</p> <p>（別記様式第2号（その2の1） 教育課程等の概要 共通教育科目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護管理特論 選択</li> <li>・看護教育学特論 選択</li> </ul> <p>（卒業要件及び履修方法） <u>必修6科目20単位（共通教育科目4科目8単位、研究科目2科目12単位）</u>に加え、<u>共通教育科目の選択科目から2科目4単位、専門教育科目のそれぞれの領域選択必修科目か</u></p>
---	---

<p>単位以上を修得し、必要な指導を受けたうえで、修士論文を提出し、修士論文の審査に合格すること。</p>	<p>ら1科目2単位及び領域の演習科目1科目4単位の合計30単位以上の修得し、必要な指導を受けた上で修士論文を提出し、修士論文の審査に合格すること。</p>
---	--

【教育課程等】

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (M)

6 <教育課程が十分か不明確>

教育課程について、カリキュラム・ポリシーがそれぞれの科目に対応するか明確になるよう適切に見直すとともに、以下の不明確な点について、具体的に説明するか、適切に改めること。

(1) ディプロマ・ポリシーに掲げる「研究活動を実践できる能力」に対応する授業科目として、看護研究方法ないしは看護特別研究のみを挙げている。これらの授業科目のみで十分な研究能力を修得できるか疑義があるので、研究能力をどのように醸成するか詳細に説明すること。

(対応1)

カリキュラム・ポリシーがそれぞれの科目に対応するか明確になるよう適切に見直した。

(説明)

■カリキュラム・ポリシーと科目との対応関係

カリキュラム・ポリシーに掲げている「生命や医療の倫理及び健康や健康づくりに関する知識を深める」ための科目として、「生命倫理特論」と「健康管理特論」の2科目を配置し、「総合的な看護活動に必要な理論的知識や実践的能力を高める」ための科目として、「看護理論特論」、「看護倫理学特論」、「コンサルテーション論」、「フィジカルアセスメント特論」、「家族看護学特論」、「看護管理特論」、「看護教育学特論」の7科目を配置している。

また、「看護実践の基本となる専門的な知識を深め、発達の段階に応じた看護実践に必要な応用能力を修得する」ための科目として、「成人期看護学特論」、「小児期看護学特論」、「ウィメンズヘルス看護学特論」、「発達・ヘルス支援看護学演習」の4科目を配置し、「看護実践の基本となる専門的な知識を深め、多様な場の特性に応じた看護実践に必要な応用能力を修得する」ための科目として、「在宅看護学特論」、「精神看護学特論」、「災害看護学特論」、「包括ケア看護学演習」の4科目を配置している。

そのうえで、高度な看護実践を展開するために必要となる研究的手法の修得することを目的に、「看護実践を質的又は量的な側面から探究するための研究的手法を高める」ための科目として、「看護研究方法」を配置し、「諸課題の解決のために必要となる批判力・論理性・表現力を高める」ための科目として、「看護特別研究」を配置している。

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）と科目との対応関係

カリキュラム・ポリシーにおける 「教育課程編成の方針」	科目
1) 生命や医療の倫理及び健康や健康づくりに関する知識を深め、総合的な看護活動に必要な理論的知識や実践的能力を高めるための科目を配置する。	生命倫理特論、健康管理特論
	看護理論特論、看護倫理学特論
	コンサルテーション論
	フィジカルアセスメント特論

	家族看護学特論、看護管理特論 看護教育学特論
2) 看護実践の基本となる専門的な知識を深め、発達の段階や多様な場の特性に応じた看護実践に必要となる応用能力を修得するための科目を配置する。	成人期看護学特論 ウイメンズヘルス看護学特論 小児期看護学特論 発達・ヘルス支援看護学演習
	在宅看護学特論、災害看護学特論 精神看護学特論、包括ケア看護学演習
3) 看護職者として専門的な知識と技術の向上や開発を図り、高度な看護実践を展開するために必要となる研究的手法を修得するための科目を配置する。	看護研究方法 看護特別研究

なお、カリキュラム・ポリシーの教育課程編成の方針について、審査意見1を踏まえて検討した結果、以下の通り、見直しを行った。

(新旧対照表)

新	旧
設置の趣旨等を記載した書類(6ページ) 4. 教育課程の編成の考え方及び特色 (2) 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー) ①教育課程編成の方針 1) <u>生命や医療の倫理及び健康や健康づくりに関する知識を深め、総合的な看護活動に必要な理論的知識や実践的能力を高めるための科目を配置する。</u> 2) 看護実践の基本となる専門的な知識を深め、発達の段階や多様な場の特性に応じた看護実践に必要となる応用能力を修得するための科目を配置する。 3) 看護職者として専門的な知識と技術の向上や開発を図り、高度な看護実践を展開するために必要となる <u>研究的手法</u> を修得するための科目を配置する。	設置の趣旨等を記載した書類 4. 教育課程の編成の考え方及び特色 (2) 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー) ①教育課程編成の方針 1) 健康や健康づくり及び看護や医療の倫理に関する諸問題など、看護活動の基盤となる関連領域に関する幅広い知識を修得するための科目を配置する。 2) 看護実践の基本となる専門的な知識を深め、発達の段階や多様な場の特性に応じた看護実践に必要となる応用能力を修得するための科目を配置する。 3) 看護職者としての専門的な知識と技術の向上や開発を図り、高度な看護実践を展開するために必要となる研究能力を修得するための科目を配置する。



(対応2)

ディプロマ・ポリシーに掲げる研究能力について、どのように醸成するか詳細に説明した。

(説明)

■研究能力の醸成

本研究科では、中央教育審議会答申で指摘されている大学院教育における人材養成機能を踏まえたうえで、「高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成」を担うことから、当該人材養成機能に応じて、「看護職者として専門的な知識と技術の向上や開発を図り、高度な看護実践を展開するために必要となる研究的手法を修得する」ための科目として、「看護研究方法」4単位と「看護特別研究」8単位の2科目12単位を必修科目として配置している。

「看護研究方法」では、より良い看護を探究するための課題解決に必要な研究活動に関する能力を高め、看護研究における倫理的配慮や研究者倫理についての理解を深めることを目的として、看護実践を質的又は量的側面から扱う研究活動に必要な文献研究・事例研究・実験研究から、面接法、参加観察法、質問紙法、データ分析法など、研究デザインや研究手法について学修するとともに、対象者の人権擁護や研究不正の回避など、看護研究における倫理について学修することとしている。

また、「看護特別研究」では、授業科目の履修にあわせて、2年間を通して一貫した演習形式による研究指導を行い、看護学分野に関する各自の研究課題に則した研究計画の設定から、文献調査や実地調査、資料収集や分析・報告、意見交換などを繰り返しながら、研究成果に関する修士論文の作成へと結びつけていく個別指導を行うとともに、論文作成を通じて、批判力、論理性、表現力の涵養を図ることとしており、これらの科目の履修を通して、人材養成機能に応じた研究能力を醸成することとしている。

(新旧対照表) 看護学研究科 看護学専攻 (M)

新	旧
設置の趣旨等を記載した書類 (9~10 ページ) 4. 教育課程の編成の考え方及び特色 (3) 教育課程の編成の特色 ③研究科目 本研究科は、中央教育審議会答申で指摘されている大学院教育における人材養成機能を踏まえたうえで、「高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成」を担うことから、当該人材養成機能に応じて教育課程編成・実施の方針に掲げている、「看護職者として専門的な知識と技術の向上や開発を図り、高度な看護実践を展開するために必要となる研究的手法を修得する」ため、高度な看護実践を展開するために必要となる研究的手法の修得することを目的に、看護実践を質的又は量的な側面から探究するための研究的手法を高める	設置の趣旨等を記載した書類 4. 教育課程の編成の考え方及び特色 (3) 教育課程の編成の特色 ③研究科目 「研究科目」は、看護職者としての専門的な知識と技術の向上や開発を図り、高度な看護実践を展開するために必要となる研究能力を修得するための科目として、「看護研究方法」4単位と「看護特別研究」8単位を必修科目として配置する。

<p>ための科目として、「看護研究方法」4単位を配置し、諸課題の解決のために必要となる批判力・論理性・表現力を高めるための科目として、「看護特別研究」8単位の2科目12単位を配置することとしている。</p> <p>「看護研究方法」では、より良い看護を探究するための課題解決に必要な研究活動に関する能力を高め、看護研究における倫理的配慮や研究者倫理についての理解を深めることを目的として、看護実践を質的又は量的側面から扱う研究活動に必要な文献研究・事例研究・実験研究から、面接法、参加観察法、質問紙法、データ分析法など、研究デザインや研究手法について学修するとともに、対象者の人権擁護や研究不正の回避など、看護研究における倫理について学修することとしている。</p> <p>また、「看護特別研究」では、授業科目の履修にあわせて、2年間を通して一貫した演習形式による研究指導を行い、看護学分野に関する各自の研究課題に則した研究計画の設定から、文献調査や実地調査、資料収集や分析・報告、意見交換などを繰り返しながら、研究成果に関する修士論文の作成へと結びつけていく個別指導を行うとともに、論文作成を通じて、批判力、論理性、表現力の涵養を図ることとしており、これらの科目の履修を通して、人材養成機能に応じた研究能力を醸成することとしている。</p>	<p>「看護研究方法」では、看護実践を質的又は量的側面から扱う研究活動に必要な面接法、参加観察法、質問紙法、データ分析法や研究倫理など、看護研究の基盤となる知識と能力を高める。</p> <p>「看護特別研究」では、授業科目の履修にあわせて、2年間を通して一貫した演習形式による研究指導を行い、看護学分野に関する各自の研究課題に則した研究計画の設定から、文献調査や実地調査、資料収集や分析・報告、意見交換などを繰り返しながら、研究成果に関する修士論文の作成へと結びつけていく個別指導を行うとともに、修士論文の作成を通じて、批判力、論理性、表現力の涵養を図ることとしている。</p>
--	---

なお、ディプロマ・ポリシーについて、審査意見1を踏まえて検討した結果、以下の通り、見直しを行った。

(新旧対照表)

新	旧
設置の趣旨等を記載した書類 1. 設置の趣旨及び必要性 (4) 教育研究上の目的及び養成する人材 ④学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)	設置の趣旨等を記載した書類 1. 設置の趣旨及び必要性 (4) 教育研究上の目的及び養成する人材 ④学位授与の方針

<p><u>1) 看護活動の基盤となる関連領域に関する幅広い知識及びより良い看護活動を実践するための理論的知識や実践的な応用能力を身に付けている。</u></p> <p><u>2) 様々な健康状態や多様な場で看護を必要とする人々への看護に対し、俯瞰的検討ができ、質の高い看護ケアが実践できる能力を身に付けている。</u></p> <p><u>3) 看護実践における諸課題に対し、研究的手法を用いて科学的に解明し、その成果を看護実践の改善に活かすことができる能力を身に付けている。</u></p>	<p>1) 看護活動の基盤となる関連領域に関する幅広い知識を修得している。</p> <p>2) 質の高い看護活動を実践するための豊かな知的学識を修得している。</p> <p>3) 自ら課題を設定し調査・研究活動を実践できる能力を修得している。</p>
---	---

## 【教育課程等】

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (M)

### 6 <教育課程が十分か不明確>

教育課程について、カリキュラム・ポリシーがそれぞれの科目に対応するか明確になるよう適切に見直すとともに、以下の不明確な点について、具体的に説明するか、適切に改めること。

(2) 専門教育科目において「発達・ヘルス支援看護学」「包括ケア看護学」の2領域を設定するとあるがそれぞれの領域の構成が不明確であり、全科目が選択必修科目となっているなど、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力を修得するために十分な内容となっているか懸念がある。

### (対応)

専門教育科目における「発達・ヘルス支援看護学」と「包括ケア看護学」の2領域の構成について明確に説明したうえで、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力を修得するための内容であることが明確となるよう説明するとともに、卒業要件及び履修方法の表記について改めた。

### (説明)

#### ■ 専門教育科目における領域の構成

「発達・ヘルス支援看護学」では、医療機関や施設等で治療や療養をしている人々を対象に看護ケアを展開する成人看護学、小児看護学、ウイメンズヘルス看護学から構成し、対象者の健康保持や疾病予防、健康回復や疾病治療など、発達の段階に応じた看護実践の質の向上や改善に必要な専門知識と応用能力の修得にむけて、「成人期看護学特論」、「小児期看護学特論」、「ウイメンズヘルス看護学特論」、「発達・ヘルス支援看護学演習」を選択科目として配置することにより、地域医療の課題である医療の高度化に対応できる看護師の育成を目指すこととしている。

また、「包括ケア看護学」では、地域で生活する人々を対象に看護ケアを展開する在宅看護学、精神看護学、災害看護学から構成し、対象者の特性や多様性及び看護過程の特徴や構成要素、症状改善のためのセルフケア支援など、看護を受ける場を限定せず、多様な場の特性に応じた看護実践の質の向上や改善に必要な専門知識と応用能力の修得にむけて、「在宅看護学特論」、「精神看護学特論」、「災害看護学特論」、「包括ケア看護学演習」を選択科目として配置することにより、地域医療の課題である医療の高度化に対応できる看護師の育成を目指すこととしている。

上記領域の履修方法については、2領域のうち1領域を選択し、研究計画や学修目標に応じた当該領域の特論科目1科目2単位を選択必修として履修するとともに、当該領域の演習科目1科目4単位を選択必修として履修することで、ディプロマ・ポリシーに掲げている「様々な健康状態や多様な場で看護を必要とする人々への看護に対し、俯瞰的検討ができ、質の高い看護ケアが実践できる能力」を修得させることとしている。

#### ■ 卒業要件及び履修方法

卒業要件及び履修方法における専門教育科目の記載について、改めた。

(新旧対比表)

新	旧
<p>設置の趣旨等を記載した書類（8～9 ページ）</p> <p>4. 教育課程の編成の考え方及び特色 （3）教育課程の編成の特色</p> <p>②専門教育科目</p> <p>教育課程編成・実施の方針に掲げている「看護実践の基本となる専門的な知識を深め、発達の段階に応じた看護実践に必要な応用能力を修得する」ための「発達・ヘルス支援看護学」領域では、医療機関や施設等で治療や療養をしている人々を対象に看護ケアを展開する成人看護学、小児看護学、ウィメンズヘルス看護学から構成し、対象者の健康保持や疾病予防、健康回復や疾病治療など、発達の段階に応じた看護実践の質の向上や改善に必要な専門知識と応用能力の修得にむけて、「成人期看護学特論」2単位、「小児期看護学特論」2単位、「ウィメンズヘルス看護学特論」2単位、「発達・ヘルス支援看護学演習」4単位を選択科目として配置することとしている。</p> <p>また、教育課程編成・実施の方針に掲げている「看護実践の基本となる専門的な知識を深め、多様な場の特性に応じた看護実践に必要な応用能力を修得する」ための「包括ケア看護学」領域では、地域で生活する人々を対象に看護ケアを展開する在宅看護学、精神看護学、災害看護学から構成し、対象者の特性や多様性及び看護過程の特徴や構成要素、症状改善のためのセルフケア支援など、看護を受ける場を限定せず、多様な場の特性に応じた看護実践の質の向上や改善に必要な専門知識と応用能力の修得にむけて、「在宅看護学特論」2単位、「精神看護学特論」2単位、「災害看護学特論」2単位、「包括ケア看護学演習」4単位を選択科目として配置することとしている。</p> <p>なお、専門教育科目では、「発達・ヘルス支援</p>	<p>設置の趣旨等を記載した書類</p> <p>4. 教育課程の編成の考え方及び特色 （3）教育課程の編成の特色</p> <p>②専門教育科目</p> <p>「専門教育科目」の「発達・ヘルス支援看護学」は、発達の段階に応じた看護実践に必要な応用能力を修得するための科目として、「成人期看護学特論」2単位、「小児期看護学特論」2単位、「ウィメンズヘルス看護学特論」2単位、「発達・ヘルス支援看護学演習」4単位を選択科目として配置する。</p> <p>また、「専門教育科目」の「包括ケア看護学」では、多様な場の特性に応じた看護実践に必要な応用能力を修得するための科目として、「在宅看護学特論」2単位、「精神看護学特論」2単位、「災害看護学特論」2単位、「包括ケア看護学演習」4単位を選択科目として配置する。</p> <p>新規</p>

<p>看護学」領域、「包括ケア看護学」領域の2領域のうち1領域を選択し、研究計画や学修目標に応じた当該領域の特論科目1科目2単位を選択必修として履修するとともに、当該領域の演習科目1科目4単位を選択必修として履修することで、学位授与の方針に掲げている「様々な健康状態や多様な場で看護を必要とする人々への看護に対し、俯瞰的検討ができ、質の高い看護ケアが実践できる能力」を修得させることとしている。</p> <p>教育課程等の概要 （卒業要件及び履修方法） 必修8科目24単位（共通教育科目6科目12単位、研究科目2科目12単位）に加え、<u>専門教育科目2科目6単位（2領域のうち1領域を選択し、当該領域の特論科目1科目2単位及び演習科目1科目4単位）</u>の合計30単位以上を修得し、必要な指導を受けたうえで、修士論文を提出し、修士論文の審査に合格すること。</p>	<p>教育課程等の概要 （卒業要件及び履修方法） 必修6科目20単位（共通教育科目4科目8単位、研究科目2科目12単位）に加え、共通教育科目の選択科目から2科目4単位、専門教育科目のそれぞれの領域選択必修科目から1科目2単位及び領域の演習科目1科目4単位の合計30単位以上の修得し、必要な指導を受けた上で修士論文を提出し、修士論文の審査に合格すること。</p>
--	--

【教育課程等】

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (M)

7 <授業の時間割や配当単位数が不明確>

授業の時間割や配当単位数について以下の点が不明確なので、具体的に説明すること。

(1) 教育・研究指導体制の状況を判断するために重要な授業科目の具体的な開催日程等が不明確であるため、どの時間にどの授業科目を実施するか、科目・担当者等の記載がある時間割を示すこと。

(対応)

教育・研究指導体制の状況を判断するために重要となる授業科目の具体的な開催日程等が明確となるよう時間割を示した。

(説明)

授業科目の開講時間及び授業科目や担当者等の記載がある時間割について、別紙のとおり示した。(資料8 時間割案)

【教育課程等】

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (M)

7 <授業の時間割や担当単位数が不明確>

授業の時間割や担当単位数について以下の点が不明確なので、具体的に説明すること。

(2) 「看護研究方法」について、半期の15回の授業で単位数が4単位となっており、正当な単位数か疑義がある。単位の配当の考え方について具体的に説明すること。

(対応)

「看護研究方法」について、単位の配当の考え方について具体的に説明した。

(説明)

「看護研究方法」は、より良い看護を探究するための課題解決に必要な研究活動に関する能力を高め、看護研究における倫理的配慮や研究者倫理についての理解を深めることを目的として、看護実践を質的又は量的側面から扱う研究活動に必要な文献研究・事例研究・実験研究から、面接法、参加観察法、質問紙法、データ分析法などの研究デザインや研究手法について学修するとともに、対象者の人権擁護や研究不正の回避など、看護研究における倫理について学修することとしている。

このような「看護研究方法」における教育目的と授業内容を踏まえて、当該科目の単位数を4単位として配当しているが、一方で、論文作成にむけて早期の段階での研究方法に関する知識と能力の修得が必要となることから、「看護研究方法」については、1コマの授業時間を180分として半期15回の授業で単位数4単位を認めることとしている。



【教育課程等】

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (M)

8 <研究指導体制が不明確>

研究指導において、例えば、以下の点が不明確であるので、具体的に説明するか、適切にあらためること。

(1) 中間報告会、審査会等が多数の会が開催されることとなっているが、それぞれの会にはどのような体制か、どのようなことを目的として行うかや、それぞれの評価基準等が不明確である。

(対応)

中間報告会や審査会等の体制や目的及び評価基準等について、具体的に説明した。

(説明)

1年前期の研究計画の概要に関する報告会及び1年後期の研究計画書に関する報告会は、主指導教員と副指導教員が中心となって、提出された研究計画の概要及び研究計画書により、研究計画全体について説明を求める場としており、研究計画全体が社会的な要請等を反映し、現実性が十分に認められるものであることなどを確認するとともに、研究の質や計画の妥当性から倫理的な側面などについての助言・指導を行うこととしている。

2年前期の中間報告会及び審査会では、主指導教員と副指導教員が中心となって、研究計画書に基づく研究の進捗状況について確認するとともに、中間報告会の結果を踏まえ、研究の問題点や解決の方法及び研究計画書の修正などについての助言・指導を行うこととしている。(資料9 研究指導スケジュール)

なお、申請時の「設置の趣旨等を記載した書類」の資料9については、以下の通り差し替えを行い、中間報告会(進捗状況)を研究経過報告会とし、審査会を中間報告会とした。

新	旧
設置の趣旨等を記載した書類 (13~14 ページ) 6. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件 (4) 研究指導スケジュール 1年後期では、研究課題の明確化と研究方法の具体化にむけた指導及び研究計画書の作成指導を行うとともに、研究計画書に関する報告会を経て、研究計画書と倫理審査申請書を提出し、1年後期終了時には倫理審査の承認を得る。	設置の趣旨等を記載した書類 6. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件 (4) 研究指導スケジュール 1年後期では、研究課題の明確化と研究方法の具体化にむけた指導及び研究計画書の作成指導を行うとともに、研究計画書に関する報告会を経て、研究計画書と倫理審査申請書を提出し、1年後期終了時には倫理審査の承認を得る。

<p>なお、1年前期の研究計画の概要に関する報告会及び1年後期の研究計画書に関する報告会は、主指導教員と副指導教員が中心となって、提出された研究計画の概要及び研究計画書により、研究計画全体について説明を求める場としており、研究計画全体が社会的な要請等を反映し、現実性が十分に認められるものであることなどを確認するとともに、研究の質や計画の妥当性から倫理的な側面などについての助言・指導を行うこととしている。</p> <p>2年前期では、研究計画書に基づく研究の進捗状況を確認するための中間報告会を開催し、研究の問題点や解決の方法及び必要に応じて研究計画書の修正についての助言を行う。</p> <p>なお、2年前期の中間報告会では、主指導教員と副指導教員が中心となって、研究計画書に基づく研究の進捗状況について確認するとともに、中間報告会の結果を踏まえ、研究の問題点や解決の方法及び研究計画書の修正などについての助言・指導を行うこととしている。</p> <p>資料10 研究指導スケジュール (審査意見への対応を記載した書類(8月)の資料9と同じ)</p>	<p>新規</p> <p>2年前期では、研究計画書に基づく研究の進捗状況を確認するための中間報告会を開催し、研究の問題点や解決の方法及び必要に応じて研究計画書の修正についての助言を行う。</p> <p>新規</p> <p>資料9 研究指導スケジュール</p>
---	---

【教育課程等】

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (M)

8 <研究指導体制が不明確>

研究指導において、例えば、以下の点が不明確であるので、具体的に説明するか、適切にあらためること。

(2) 学位論文審査において、審査基準が不明確である。

(対応)

学位論文審査に係る審査基準について、明確となるよう説明した。

(説明)

学位論文審査に係る審査基準について、以下の通り、定めた。

【看護学研究科学位論文審査基準】

清泉女学院大学学位規程第6条第1項における、修士論文の審査にかかる審査基準を以下の通り定める。

- 1 看護学への貢献が明らかなものであること。
- 2 十分な文献検討によって看護学に関する研究課題を設定している。
- 3 研究目的に整合する適切な研究方法を選択している。
- 4 用いた研究方法に対して倫理的配慮がされている。
- 5 得られた情報や仮定から適切に結論が導かれている。
- 6 明確かつ論理的で一貫性のある論旨が展開されている。
- 7 研究成果において独創性及び発展可能性を有すること。
- 8 論文発表会で成果を発表し、質疑に対応できる。

(新旧対照表)

新	旧
設置の趣旨等を記載した書類 (14 ページ) 6. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件 (5) 学位論文審査体制及び審査基準 清泉女学院大学学位規程第6条第1項における、修士論文の審査にかかる審査基準を以下の通り定める。 1 看護学への貢献が明らかなものであること。 2 十分な文献検討によって看護学に関する研究課題を設定している。 3 研究目的に整合する適切な研究方法を選	設置の趣旨等を記載した書類 6. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件 (5) 学位論文審査体制 新規

<p>択している。</p> <p>4 用いた研究方法に対して倫理的配慮がされている。</p> <p>5 得られた情報や仮定から適切に結論が導かれている。</p> <p>6 明確かつ論理的で一貫性のある論旨が展開されている。</p> <p>7 研究成果において独創性及び発展可能性を有すること。</p> <p>8 論文発表会で成果を発表し、質疑に対応できる。</p>	
--	--

【教育課程等】

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (M)

8 <研究指導体制が不明確>

研究指導において、例えば、以下の点が不明確であるので、具体的に説明するか、適切にあらためること。

(3) 学位論文審査において、主査がどうなるか等の審査体制が不明確である。

(対応)

学位論文審査において、主査がどうなるか等の審査体制について、具体的に説明するとともに、清泉女学院大学の学位規程(案)について、明確となるよう改めた。

(説明)

学位論文審査における審査委員の選定については、学長から審査を付託された研究科委員会が、研究科に所属する論文を指導した教員を除く教授又は准教授のうちから、主査1名と副査2名以上を選任することとしている。

主査については、学位論文提出者の専門分野に関係の深い学術領域の教授又は准教授が務めることとし、副査については、幅広い視野から公正かつ厳格な学位論文に係る審査が可能な体制となるよう、学位論文提出者の専門分野以外の教授又は准教授1名以上が加わることとしている。

(新旧対照表)

新	旧
設置の趣旨等を記載した書類(14ページ) 6. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件 (5) 学位論文審査体制及び審査基準 学位論文審査体制については、「学位規程」に基づき、学長は学位授与の申請をする者から提出された学位論文の受理の可否並びに審査を研究科委員会に付託することとしており、研究科委員会は、看護学専攻の担当教員のうちから、修士学位論文審査委員会の審査委員として、 <u>研究科に所属する論文を指導した教員を除く教授又は准教授のうちから、主査1名と副査2名以上を選任することとしている。</u> 主査については、 <u>学位論文提出者の専門分野に関係の深い学術領域の教授又は准教授が務めることとし、副査については、幅広い視野から公正かつ厳格な学位論文に係る審査</u>	設置の趣旨等を記載した書類 6. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件 (5) 学位論文審査体制 学位論文審査体制については、「学位規程」に基づき、学長は学位授与の申請をする者から提出された学位論文の受理の可否並びに審査を研究科委員会に付託することとしており、研究科委員会は、看護学専攻の担当教員のうちから、修士学位論文審査委員会の審査委員として教授または准教授3名以上を選定することとしている。(資料10 学位規程)

<p>が可能な体制となるよう、学位論文提出者の 専門分野以外の教授又は准教授 1 名以上が加 わることをしている。(資料 1 1 学位規程)</p>	
--	--

【教育課程等】

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (M)

8 <研究指導体制が不明確>

研究指導において、例えば、以下の点が不明確であるので、具体的に説明するか、適切にあらためること。

(4) 学位論文発表会の位置付けや、具体的に何をどのように行うかが不明確である。

(対応)

学位論文発表会の位置付け及び具体的な内容について、明確に説明した。

(説明)

学位論文発表会は、学位論文審査委員から学位論文審査申請者に対して、直接、論文内容等に関する報告を求める場として位置づけており、論文要旨の発表後、提出された学位論文及び学位論文審査申請書に基づく、学位論文の内容や関連する専門的事項等に関する口頭試問を行うこととしている。

(新旧対照表)

新	旧
設置の趣旨等を記載した書類 (14 ページ) 6. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件 (5) 学位論文審査体制及び審査基準 なお、研究科委員会は、学位論文を提出した者に、学位論文発表会を開催し、申請者にその論文内容の報告を求めるとともに、 <u>論文要旨の発表後、提出された学位論文及び学位論文審査申請書に基づく、学位論文の内容や関連する専門的事項等に関する口頭試問を行う</u> こととしている。研究科委員会は、 <u>審査委員会の報告に基づき審議し、学位を授与すべきか否かを決議することとしており、学長は、研究科委員会の審議結果に基づき、学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、不合格者にはその旨を通知することとしている。</u>	設置の趣旨等を記載した書類 6. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件 (5) 学位論文審査体制及び審査基準 なお、研究科委員会は、学位論文を提出した者に、学位論文発表会を開催し、申請者にその論文内容の報告を求めるとともに、 <u>審査委員会の報告に基づき審議し、学位を授与すべきか否かを決議することとしており、学長は、研究科委員会の審議結果に基づき、学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、不合格者にはその旨を通知することとしている。</u>

【教育課程等】

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (M)

9 <学修成果の評価方法が不明確>

学修成果の評価方法について明確な方針の記載がなく、カリキュラム・ポリシーにも定められていないため、適切に改めること。

(対応)

カリキュラム・ポリシーに学修成果の評価方針を示し、明確となるよう改めた。

(説明)

学修成果の評価方法は、授業科目ごとの到達目標と成績評価基準を示し、筆記試験・レポート・授業態度・授業貢献度により、総合的に行うこととする。

(新旧対照表)

新	旧
設置の趣旨等を記載した書類 (7 ページ) 4. 教育課程の編成の考え方及び特色 (2) 教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)	設置の趣旨等を記載した書類 4. 教育課程の編成の考え方及び特色 (2) 教育課程編成・実施の方針
③学修成果の評価方法 学修成果の評価方法は、授業科目ごとの到達目標と成績評価基準を示し、筆記試験・レポート・授業態度・授業貢献度により、総合的に行うこととする。	新規



## 【教育課程等】

### (改善事項)

#### 10<シラバスの記載内容が不適切>

シラバスの記載内容について、授業内容が不明確なものや成績の評価基準が「総合評価」等客観的でないものが散見されるため、適切に改めること。

### (対応)

すべての授業科目のシラバスを見直し、該当する授業科目の成績評価方法及び授業項目・内容の記載を修正した。

### (説明)

本学大学院における授業科目 19 科目のシラバスについて記載内容の見直しを行い、以下の修正を行った。

2. 健康管理特論  
成績評価方法の修正を行った。
3. 看護理論特論  
授業計画の修正を行った。
4. 看護倫理学特論  
授業計画の修正を行った。
6. フィジカルアセスメント特論  
成績評価方法の修正を行った。
8. 看護管理特論  
審査意見 5 に伴い、履修区分を修正した。
9. 看護教育学特論  
審査意見 5 に伴い、履修区分を修正した。
10. 成人期看護学特論  
成績評価方法の修正を行った。
11. 小児期看護学特論  
成績評価方法の修正を行った。
13. 発達・ヘルス支援看護学演習  
成績評価方法の修正を行った。
16. 災害看護学特論  
成績評価方法の修正を行った。  
授業計画の修正を行った。
17. 包括ケア看護学演習  
成績評価方法の修正を行った。
18. 看護研究方法  
成績評価方法の修正を行った。
19. 看護特別研究  
成績評価方法の修正を行った。

(新旧対照表)

新	旧
<p>シラバス</p> <p>2. 健康管理特論 「成績評価方法」 研究論文クリティークの発表 (60%)・デスカッションの発言状況と参加姿勢・状況 (40%) <u>により評価する。</u></p> <p>3. 看護理論特論 「授業計画 (授業項目・内容)」 (授業 2 回目) 看護理論の発達の歴史、意義、構成要素、種類－<u>看護のメタパラダイムを中心として</u>－  (授業 3 回目) 理論の適用と限界 <u>理論の範囲と概念モデル</u>  (授業 4 回目) 看護実践の基礎となる諸理論について プレゼンテーション 1 <u>看護理論の分析と評価の枠組み</u>  (授業 5 回目) 看護実践の基礎となる諸理論 プレゼンテーション 2 <u>ヒューマンケアリング理論①</u>  担当理論家についてまとめ、<u>プレゼンテーション準備</u>  (授業 6 回目) 看護実践の基礎となる諸理論 プレゼンテーション 3 <u>ヒューマンケアリング理論②</u>  担当理論家についてまとめ、<u>プレゼンテーション準備</u></p>	<p>シラバス</p> <p>2. 健康管理特論 「成績評価方法」 研究論文クリティークの発表・デスカッションの発言状況と参加姿勢・状況などを総合的に評価する。</p> <p>3. 看護理論特論 「授業計画 (授業項目・内容)」 (授業 2 回目) 看護理論の発達の歴史、意義、構成要素、種類  (授業 3 回目) 理論の適用と限界  (授業 4 回目) 看護実践の基礎となる諸理論について プレゼンテーション 1  (授業 5 回目) 看護実践の基礎となる諸理論 プレゼンテーション 2  担当理論家についてまとめる  (授業 6 回目) 看護実践の基礎となる諸理論 プレゼンテーション 3  担当理論家についてまとめる</p>

<p>(授業 7 回目) 看護実践の基礎となる諸理論 プレゼンテーション 4 <u>人間関係理論①</u></p> <p>担当理論家についてまとめ、<u>プレゼンテーション準備</u></p>	<p>(授業 7 回目) 看護実践の基礎となる諸理論 プレゼンテーション 4</p> <p>担当理論家についてまとめる</p>
<p>(授業 8 回目) 看護実践の基礎となる諸理論 プレゼンテーション 5 <u>人間関係理論②</u></p> <p>担当理論家についてまとめ、<u>プレゼンテーション準備</u></p>	<p>(授業 8 回目) 看護実践の基礎となる諸理論 プレゼンテーション 5</p> <p>担当理論家についてまとめる</p>
<p>(授業 9 回目) 看護実践の基礎となる諸理論 プレゼンテーション 6 <u>適応理論①</u></p> <p>担当理論家についてまとめ、<u>プレゼンテーション準備</u></p>	<p>(授業 9 回目) 看護実践の基礎となる諸理論 プレゼンテーション 6</p> <p>担当理論家についてまとめる</p>
<p>(授業 10 回目) 看護実践の基礎となる諸理論 プレゼンテーション 7 <u>適応理論②</u></p> <p>担当理論家についてまとめ、<u>プレゼンテーション準備</u></p>	<p>(授業 10 回目) 看護実践の基礎となる諸理論 プレゼンテーション 7</p> <p>担当理論家についてまとめる</p>
<p>(授業 11 回目) 看護実践の基礎となる諸理論 プレゼンテーション 8 <u>健康理論①</u></p> <p>担当理論家についてまとめ、<u>プレゼンテーション準備</u></p>	<p>(授業 11 回目) 看護実践の基礎となる諸理論 プレゼンテーション 8</p> <p>担当理論家についてまとめる</p>
<p>(授業 12 回目) 看護実践の基礎となる諸理論 プレゼンテーション 9 <u>文化ケアの多様性と 普遍性理論</u></p> <p>担当理論家についてまとめ、<u>プレゼンテーション</u></p>	<p>(授業 12 回目) 看護実践の基礎となる諸理論 プレゼンテーション 9</p> <p>担当理論家についてまとめる</p>

<p><u>ヨン準備</u></p> <p>(授業 13 回目) 看護実践の質向上のための看護理論の活用について討論 1 <u>事例を通して理論の活用を考える①</u></p> <p>(授業 14 回目) 看護実践の質向上のための看護理論の活用について討議 2 <u>事例を通して理論の活用を考える②</u></p> <p>4. 看護倫理学特論 「授業計画 (授業項目・内容)」 (授業 6 回目) 事例検討 1. (インフォームドコンセント) <u>看護実践における倫理的課題 (対象者からの同意)</u></p> <p>(授業 7 回目) 事例検討 2. (アドボカシー倫理的決定と看護師の責務) <u>モデルを通じた看護師のアドボカシーの役割の重要性</u></p> <p>(授業 8 回目) 事例検討 3. (ACP) <u>ACP の実際：ロールプレイを用いた事例検討</u></p> <p>(授業 9 回目) 事例検討 4. (倫理的課題のアセスメント) <u>看護実践における倫理的課題 (アセスメント)</u></p> <p>(授業 10 回目) 事例検討 5. (人の出生にまつわる倫理的課題) <u>看護師の倫理的責任 (健康の増進)</u></p> <p>(授業 11 回目) 事例検討 6. (人生の最終段階における倫理的</p>	<p>(授業 13 回目) 看護実践の質向上のための看護理論の活用について討論 1</p> <p>(授業 14 回目) 看護実践の質向上のための看護理論の活用について討議 2</p> <p>4. 看護倫理学特論 「授業計画 (授業項目・内容)」 (授業 6 回目) 事例検討 1. (インフォームドコンセント)</p> <p>(授業 7 回目) 事例検討 2. (アドボカシー倫理的決定と看護師の責務)</p> <p>(授業 8 回目) 事例検討 3. (ACP)</p> <p>(授業 9 回目) 事例検討 4. (倫理的課題のアセスメント)</p> <p>(授業 10 回目) 事例検討 5. (人の出生にまつわる倫理的課題)</p> <p>(授業 11 回目) 事例検討 6. (人生の最終段階における倫理的</p>
---	---

<p>課題) <u>看護師の倫理的責任 (苦痛の緩和)</u></p> <p>(授業 12 回目) 事例検討 7. (多職種連携と倫理コンサルテーション) <u>臨床実践における多職種連携</u></p> <p>(授業 13 回目) 事例検討 8. (看護と倫理教育) <u>基礎看護学教育と継続教育における看護倫理</u></p> <p>6. フィジカルアセスメント特論 「成績評価方法」 課題の実施状況 (60%) および講義における 発言状況と参加姿勢 (40%) により評価する。</p> <p>8. 看護管理特論 「履修区分」<u>必修</u></p> <p>9. 看護教育学特論 「履修区分」<u>必修</u></p> <p>10. 成人期看護学特論 「成績評価方法」 研究論文クリティークの発表 (40%)、ディスカ ッションの発言状況と参加姿勢・状況など (20%)、課題レポート (40%) により評価す る。</p> <p>11. 小児期看護学特論 「成績評価方法」 課題の発表についての内容評価 (60%)、発表 の仕方・発表時のディスカッションの発言状況 と参加姿勢・状況など (40%) により評価す る。</p> <p>13. 発達・ヘルス支援看護学演習 「成績評価方法」 研究論文クリティークの発表・フィールドワ ークの成果発表 (40%)・研究計画の発表につ</p>	<p>課題)</p> <p>(授業 12 回目) 事例検討 7. (多職種連携と倫理コンサルテー ション)</p> <p>(授業 13 回目) 事例検討 8. (看護と倫理教育)</p> <p>6. フィジカルアセスメント特論 「成績評価方法」 課題の実施状況および講義における発言状況 と参加姿勢などを総合的に評価する。</p> <p>8. 看護管理特論 「履修区分」選択</p> <p>9. 看護教育学特論 「履修区分」選択</p> <p>10. 成人期看護学特論 「成績評価方法」 研究論文クリティークの発表・ディスカッショ ンの発言状況と参加姿勢・状況などを総合的 に評価する。</p> <p>11. 小児期看護学特論 「成績評価方法」 課題の発表についての内容評価、発表の仕方・ 発表時のディスカッションの発言状況と参加姿 勢・状況などを総合的に評価する。</p> <p>13. 発達・ヘルス支援看護学演習 「成績評価方法」 研究論文クリティークの発表・フィールドワ ークの成果発表・研究計画の発表についての</p>
---	---

<p>いての内容評価 (30%)、発表の仕方・発表時のディスカッションの発言状況と参加姿勢・状況など (30%) により評価する。</p> <p>16. 災害看護学特論 「成績評価方法」 選択した授業テーマのプレゼンテーションの内容や討論参加状況に関する評価 50%、2回の課題レポート評価 50%とし、双方の合計で最終評価とする。</p> <p>「授業計画 (授業項目・内容)」 (授業 5 回目) 災害医療の CSCA3T の構造と多職種連携 災害限の初動時における CSCATTT の活用と多職種連携について学ぶ</p> <p>(授業 6 回目) 復習: <u>No.1-No.6 までの授業内容について提示された課題レポートを作成し、提出する。</u></p> <p>(授業 7 回目) 災害に関連した法律 被災者の避難生活と復興政策について、<u>災害看護の視点から関連する法律と関連させ学ぶ。</u></p> <p>(授業 8 回目) 避難所における健康と生活上の問題、看護の視点からの対応 <u>複合災害時における避難所で生活する被災者の生活上の課題と看護対応、多職種連携の在り方について学ぶ。</u></p> <p>(授業 10 回目) 被災者・救援者のこころのケア <u>被災者の心の変化にともなう災害ストレスとこころのケア、救援者のストレスとその対策について学ぶ。</u></p>	<p>内容評価、発表の仕方・発表時のディスカッションの発言状況と参加姿勢・状況などを総合的に評価する。</p> <p>16. 災害看護学特論 「成績評価方法」 選択した授業テーマのプレゼンテーションの内容評価、発表時のディスカッションの発言状況と参加姿勢・状況、課題レポートを総合的に評価する。</p> <p>「授業計画 (授業項目・内容)」 (授業 5 回目) 災害医療の CSCA3T の構造と多職種連携</p> <p>(授業 6 回目) 復習: 授業で得られた知見、資料とともにノートに整理し、知識を深める。</p> <p>(授業 7 回目) 災害に関連した法律 被災者の避難生活と復興政策について災害看護の視点から事例検討</p> <p>(授業 8 回目) 避難所における健康と生活上の問題、看護の視点からの対応</p> <p>(授業 10 回目) 被災者・救援者のこころのケア</p>
--	---

<p>(授業 11 回目)          気象災害と災害情          台風等、気象災害について、<u>避難行動レベルをふまえた事例検討から学ぶ。</u></p> <p>(授業 13 回目)          地域防災・減災活動と看護職の役割  <u>地域防災計画と地区防災計画の関連をふまえ、具体的な活動展開の成功例と活動に寄与した看護の役割について学ぶ。</u></p> <p>(授業 14 回目)          学校防災、災害看護教育(基礎教育・継続教育)  <u>学校防災における危機管理の視点、地域特性や施設の視点から学ぶ、災害看護教育カリキュラムの具体例から学ぶ。</u></p> <p>(授業 15 回目)          BCP と病院防災 総合防災訓練と平時の対応について学ぶ  <u>病院における BCP の定義と実際の運営、地域との総合防災訓練の実際から学ぶ。</u></p> <p>復習:<u>No.7-No.15 までの授業内容について提示された課題レポートを作成し、提出する。</u></p> <p>17. 包括ケア看護学演習          「成績評価方法」          研究論文クリティークの発表・フィールドワークの成果発表 (40%)・研究計画の発表についての内容評価 (30%)、発表の仕方・発表時のディスカッションの発言状況と参加姿勢・状況など (30%) により評価する。</p> <p>18. 看護研究方法          「成績評価方法」          文献カード作成及び研究論文クリティークの発表 (30%)、調査票・研究計画書の作成についての内容評価 (50%)、発表の仕方・発表時のディスカッションの発言状況と参加態度など (20%) により評価する。</p>	<p>(授業 11 回目)          気象災害と災害情          台風等、気象災害について事例検討から学ぶ。</p> <p>(授業 13 回目)          地域防災・減災活動と看護職の役割</p> <p>(授業 14 回目)          学校防災、災害看護教育(基礎教育・継続教育)</p> <p>(授業 15 回目)          BCP と病院防災 総合防災訓練と平時の対応について学ぶ</p> <p>復習：授業で得られた知見、資料とともにノートに整理し、知識を深める。</p> <p>17. 包括ケア看護学演習          「成績評価方法」          研究論文クリティークの発表・フィールドワークの成果発表・研究計画の発表についての内容評価、発表の仕方・発表時のディスカッションの発言状況と参加姿勢・状況などを総合的に評価する。</p> <p>18. 看護研究方法          「成績評価方法」          文献カード作成、研究論文クリティークの発表、調査票・研究計画書の作成についての内容評価、発表の仕方・発表時のディスカッションの発言状況と参加態度などを総合的に評価する。</p>
--	---

<p>19. 看護特別研究 「成績評価方法」 研究過程と修士論文の内容 <u>(50%)</u> 及び論文 発表 <u>(50%)</u> により評価する。</p>	<p>19. 看護特別研究 「成績評価方法」 研究過程と修士論文及び論文発表により評価 する。</p>
--	---



【教員組織等】

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (M)

11<教員組織の将来構想が不明確>

教員の年齢構成が比較的高齢に偏っていることから、教育研究の継続性を踏まえ、若手教員の採用計画など教員組織の将来構想を明確にすること。

(対応)

教育研究の継続性を踏まえ、専任教員の採用計画を策定し、教員組織の将来構想を明確にした。

(説明)

教員組織については、定年に関する規程により、既に定年年齢に達している者3名と完成年度までに定年年齢を迎える者1名を配置する計画としていることから、これら4名の教員に対する後任となる中堅・若手教員の採用計画を策定し、計画的な採用を行うこととする。

完成年度及び完成年度以降の専任教員採用計画

区分	令和4年度(完成年度)末	令和5年度～令和7年度
退職予定	①定年年齢を超え、特任教員規程により雇用している教授3名が退職予定 ②完成年度までに定年年齢に達する教授1名	特任教員を含め定年規定により教授3名が退職予定
採用予定	①関連 公募等により、博士の学位、大学等における教育歴、関連看護分野に関する研究業績を有する中堅の教授2名を採用	公募等により、博士の学位、大学等における教育歴、関連看護分野に関する研究業績を有する中堅の教授1名を採用
	①関連 公募等により、博士の学位、大学等における教育歴、関連看護分野に関する研究業績を有する若手の准教授1名を採用	公募等により、博士の学位、大学等における教育歴、関連看護分野に関する研究業績を有する若手の准教授1名を採用
	②関連 定年年齢に達した時点で、在宅看護分野の特任教授として再雇用	②関連 公募等により、博士の学位、大学等における教育歴、関連看護分野に関する研究業績を有する中堅の教授1名を採用

(新旧対照表)

新	旧
<p>設置の趣旨等を記載した書類（11 ページ）</p> <p>5. 教員組織の編成の考え方及び特色</p> <p>（3）後任となる教員の補充計画</p> <p>また、定年年齢に達している者の退職に伴う採用人事については、他の大学等の現役教員を対象として広く候補者を募ることとし、<u>博士の学位、大学等における教育歴、関連看護領域の研究業績を有する教授、または准教授</u>を本学が定める教員採用に係る審査基準に基づく厳格な審査を経て採用する。</p>	<p>設置の趣旨等を記載した書類</p> <p>5. 教員組織の編成の考え方及び特色</p> <p>（3）後任となる教員の補充計画</p> <p>また、定年年齢に達している者の退職に伴う採用人事については、他の大学等の現役教員を対象として広く候補者を募ることとし、<u>本学が定める教員採用に係る審査基準</u>に基づく厳格な審査を経て採用する。</p>

【名称、その他】

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (M)

12<記載不備>

例えば、ディプロマ・ポリシーについて申請書本文では単に「学位授与の方針」と記載されている一方で附属資料では「学位授与の方針 (DP)」とされていたり、カリキュラム・ポリシーについて「教育課程編成・実施の方針」と表現する一方で「教育課程の編成の考え方」と表現されていたりする個所があるなど、不整合な点が多くみられるので、申請書全体の再点検を行った上で適切に改めること。

(対応)

「設置の趣旨等を記載した書類」及びその資料をはじめ、申請書における記載について再点検を行った。

(説明)

申請書の記載について、再点検を行い、整合性のとれた記載に改めた。

なお、本研究科における3つのポリシーについては、以下のとおりとし、申請書において、それぞれのポリシーの内容を説明した項目以外については「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受入れの方針」の記載とした。

- ・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)
- ・教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)
- ・入学者受入れの方針 (アドミッション・ポリシー)

(新旧対照表)

<p>設置の趣旨等を記載した書類</p> <p>1. 設置の趣旨及び必要性 (5 ページ)</p> <p>(4) 教育研究上の目的及び養成する人材</p> <p>④学位授与の方針 <u>(ディプロマ・ポリシー)</u></p> <p>4. 教育課程の編成の考え方及び特色 (6 ページ)</p> <p>(2) 教育課程編成・実施の方針 <u>(カリキュラム・ポリシー)</u></p> <p>9. 入学者選抜の概要 (18~19 ページ)</p> <p>(1) <u>入学者受入れの方針 (アドミッション・ポリシー)</u></p> <p>看護学研究科看護学専攻修士課程では、養成する人材の目的及び<u>教育課程編成・実施の方</u></p>	<p>設置の趣旨等を記載した書類</p> <p>1. 設置の趣旨及び必要性</p> <p>(4) 教育研究上の目的及び養成する人材</p> <p>④学位授与の方針</p> <p>9. 入学者選抜の概要</p> <p>(1) 入学者の受入方針</p> <p>看護学研究科看護学専攻修士課程では、養成する人材の目的及び教育課程の編成の考え方</p>
---	--

<p><u>針を踏まえて、次の通り、<u>入学者受入れの方針</u>を設定する。</u></p> <p>(2) 入学者選抜の実施方法</p> <p><u>入学者受入れの方針</u></p> <p>①推薦入学試験</p> <p><u>入学者受入れの方針</u></p> <p>②一般入学試験</p> <p><u>入学者受入れの方針</u></p> <p>1 2. 情報の公表 (22～23 ページ)</p> <p>(2) 実施項目</p> <p>④<u>入学者受入れの方針及び入学者の数</u></p> <p>(3) 公表内容</p> <p>⑥<u>入学者受入れの方針及び入学者の数</u></p> <p><u>資料6 学位授与の方針・教育課程編成・実施の方針及び科目との関係図</u></p>	<p>を踏まえて、次の通り、入学者の受入方針を設定する。</p> <p>(2) 入学者選抜の実施方法</p> <p>入学者の受入方針</p> <p>①推薦入学試験</p> <p>入学者の受入方針</p> <p>②一般入学試験</p> <p>入学者の受入方針</p> <p>1 2. 情報の公表</p> <p>(2) 実施項目</p> <p>④入学者に関する受入方針及び入学者の数</p> <p>(3) 公表内容</p> <p>⑥入学者に関する受入方針及び入学者の数</p> <p>資料5 学位授与の方針 (DP) と教育課程編成・実施の方針 (CP) との関係図</p>
--	---

## 審査意見への対応を記載した書類（8月）

### 資料目次

- 資料1 長野県地域医療構想（抜粋）
- 資料2 第2期信州保健医療総合計画（抜粋）
- 資料3 大学院の設置等に係る長野市からの賛同の書面
- 資料4 長野県看護協会要望書
- 資料5 人材需要に関するアンケート調査結果（抜粋）
- 資料6 進学需要に関するアンケート調査結果（抜粋）
- 資料7 進学需要アンケート調査結果（2020年入学生対象）
- 資料8 時間割案
- 資料9 研究指導スケジュール

# 長野県地域医療構想

(抜粋)



平成29年 3月

## 長野県

長野県PRキャラクター「アルクマ」  
©長野県アルクマ



# 長野県地域医療構想

## 目 次

はじめに	1
1. 地域医療構想策定の背景	1
2. 地域医療構想策定の意義	1
3. 病床数の必要量の推計値に関する留意点	1
第1節 地域医療構想の基本的事項	2
1. 地域医療構想の位置付け	2
2. 地域医療構想に記載する内容	2
第2節 長野県の概況	3
1. 長野県の人口推移と医療需要推移の見込み	3
(1) 長野県の人口	3
(2) 医療需要の推移の見込み	4
2. 医療提供体制等の現状	5
(1) 病床数の状況	5
(2) 医療従事者の状況	6
(3) 入院医療機関（一般病床・療養病床）の分布状況	7
(4) 救急医療の状況	11
3. 二次医療圏間の入院患者の流出入の状況（2013年度）	13
4. 医療費と介護費の全国比較（65歳以上）	14
5. 在宅医療提供体制の状況	16
(1) 二次医療圏ごとの在宅医療（訪問診療・往診）実施状況	16
(2) 在宅医療を実施していない理由	16
(3) 医療機関による訪問看護の実施状況	17
(4) 在宅にて対応可能な疾患	17
(5) 在宅にて対応可能な主な診療内容	17
6. 高齢者向け施設の整備状況	18
第3節 2025年度における医療需要と病床数の必要量等の推計	19
1. 病床数の必要量の推計値が持つ意義	19
2. 構想区域の設定	19
3. 構想区域における将来の医療需要と病床数の必要量の推計	19
(1) 推計方法の根拠	19
(2) 将来の医療需要及び病床数の必要量の推計手順	20
(3) 病床の機能区分	20
(4) 慢性期の推計	21
(5) 医療需要推計値の都道府県間調整	27
(6) 2025年度における病床数の必要量の推計	27
(7) 2025年度以降の将来に向けた病床数の必要量の推計	30
(8) 2015年度病床機能報告と2025年度の病床数の必要量推計値との比較	31
(9) 2025年度における在宅医療等の必要量の推計	32



第4節 構想区域ごとの概況 .....	33
佐久構想区域 .....	34
上小構想区域 .....	36
諏訪構想区域 .....	38
上伊那構想区域 .....	40
飯伊構想区域 .....	42
木曾構想区域 .....	44
松本構想区域 .....	46
大北構想区域 .....	48
長野構想区域 .....	50
北信構想区域 .....	52
第5節 将来の医療提供体制を実現するための施策 .....	54
1. 施策の基本方針 .....	54
2. 現状・課題と施策の方向性 .....	54
(1) 病床機能の分化・連携 .....	54
(2) 在宅医療等の体制整備 .....	56
(3) 医療従事者・介護人材の確保・養成 .....	60
第6節 地域医療構想の推進・見直し .....	62
1. 推進体制 .....	62
2. 関係機関などに期待される役割 .....	62
3. 地域医療構想の見直し .....	62
地域医療構想の策定経過 .....	63
長野県医療審議会地域医療構想策定委員会委員名簿 .....	65
地域医療構想調整会議委員名簿 .....	66

## 第5節 将来の医療提供体制を実現するための施策

### 1. 施策の基本方針

これまでに述べた長野県の状況及び現行の第6次保健医療計画を踏まえ、地域医療構想における施策の基本方針を以下のとおりとして、将来の医療提供体制の実現に向けて取り組めます。

#### ○医療提供体制の充実・強化

- ・医療機能の適切な分化と連携を進め、構想区域全体で医療を支える体制の構築を目指します。
- ・必要に応じ、他の区域との連携を図り、県民が安全かつ効率的で質の高い医療サービスを受容できる体制を目指します。

#### ○医療と介護との連携

- ・社会全体の変化に対応し、医療・介護が相互に連携した切れ目のない医療提供体制を目指します。

### 2. 現状・課題と施策の方向性

#### (1) 病床機能の分化・連携

##### ア 医療機関の連携体制の構築

##### 現状と課題

- 限られた医療資源を有効に活用し、効率的で質の高い医療を実現するためには、圏域内外の医療機関が連携を図り、急性期から回復期を経て慢性期に至るまで、切れ目なく必要な医療を提供する体制を整備することが必要となっています。
- 信州大学医学部附属病院や県立こども病院等が担っている全県を対象とした3次医療については、今後とも維持・充実を図っていく必要があります。

##### 施策の方向性

- 専門的な治療を必要とする疾病等については、全県及び隣接する医療圏との連携体制の強化を図ります。
- 患者の状態に応じた適切な救急医療を提供するため、必要に応じてより高度・専門的な救急医療機関へ速やかに紹介できる連携体制の構築、脳卒中・心筋梗塞・重症外傷等のそれぞれの疾患に応じた医療体制の整備等に取り組めます。
- 救命期を脱した後、重度の合併症や後遺症のある患者が救急医療施設から適切な医療機関に転院できる体制や、介護施設・在宅で療養を行う際に医療及び介護サービスが相互に連携できる体制を整備します。
- 病院への患者の集中を防ぐため、かかりつけ医・かかりつけ歯科医の普及を推進します。
- 病院間及び病診連携の強化を図るため、ICTを活用したネットワークシステムによる診療情報の共有化を促進します。

##### 主な取組

- 医療機関の連携を支援するため、5疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）、5事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療）及び在宅医

療について、急性期や回復期などの機能を担う具体的な医療機関名を記載した機能別医療機関一覧を作成し、毎年、最新の状況を公表します。

- 地域連携クリティカルパスの活用などにより、急性期、回復期、慢性期といった患者の病態変化に応じ、より適した医療が受けられるよう、医療機関相互の連携強化を推進します。
- 現状で地域がん診療連携拠点病院のない上小、木曾、大北及び北信医療圏において、集学的治療（チーム医療）等が提供できるよう、地域がん診療連携拠点病院の指定への努力に加え、他の医療圏との連携などを支援します。
- 総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター及びそれに準ずる施設の運営を支援し、周産期医療体制の確保に努めます。
- ドクターヘリ等のより効率的な活用を図るため、ドクターヘリ運航調整委員会において運用体制を検討します。
- 適切な救命救急医療（3次救急医療）体制を確保するため、救命救急センターの運営を支援するとともに、必要な施設・設備の整備を支援します。
- 県民に対して、身近な診療所をかかりつけ医・かかりつけ歯科医とすることや適切な受療行動をとることについて普及啓発を行うとともに、ながの医療情報ネットにより診療情報等を提供します。
- 医療機関における電子カルテの導入や医療機関相互の情報を共有するシステムの構築など、ICTを活用した連携を促進します。

## イ 地域で不足する病床機能の充実

### 現状と課題

- 本県はこれまで、平均寿命が長い一方で1人当たり医療費が低いという、健康長寿と医療費との高いバランスを実現してきましたが、高齢化の進展により慢性疾患を中心とする医療ニーズの増大が見込まれるため、患者の需要に応じた適切な医療が提供できるような病床機能へ転換していく必要があります。

### 施策の方向性

- 市町村や医療関係者等と地域の病床構成の情報などを共有します。
- 病床機能分化・連携や地域で不足する回復期機能などの病床機能への転換に向けた関係者の自主的な取組を支援します。

### 主な取組

- 医療機関の自主的な取組の検討に資するため、病床機能報告やDPCデータ等を活用して地域の現状を分析し、地域医療構想調整会議等を通じて提供する方策を検討します。
- 地域で不足する病床機能への転換及び必要な設備等の充実強化に向け、地域医療介護総合確保基金を活用し積極的に支援します。

## (2) 在宅医療等の体制整備

### ア 地域包括ケア体制の構築

#### 現状と課題

- 高齢者の多くが住み慣れた自宅や地域で暮らし続けたいと考えている中、身近な生活圏域で様々な主体により高齢者を支えることのできる地域包括ケア体制を構築していくことが求められています。

#### 施策の方向性

- 医療・介護・福祉の専門職や関係機関が相互に連携するとともに、近隣住民やNPO等による独自の活動も含め、医療・介護・生活支援等の各サービスが切れ目なく提供されることにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会を目指します。

#### 主な取組

- すべての日常生活圏域で地域ケア会議が設置されるよう、運営のアドバイスをを行う支援員、弁護士や理学療法士など専門職の派遣、市町村職員等に対する実践的な研修などを行います。
- 高齢者のニーズや地域の実情に応じて、訪問看護・通所介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護など必要な在宅介護サービスを確保する市町村の取組を支援します。
- 多様な主体による通院、買物支援、配食等の生活支援サービスの充実に向けて、先行事例の紹介や市町村と事業者のマッチングなど市町村の取組を支援します。
- 市町村が推進する認知症の早期発見・早期対応や切れ目のない適切な支援が提供できる体制の整備・充実を図るため、研修等による人材育成・資質向上、情報の提供、医療体制の整備などの支援を行います。
- 各地域における地域包括ケア体制構築の進捗状況が明確になるよう、構築状況の可視化に取り組みます。

### イ 多様な住まいの整備

#### 現状と課題

- 高齢化に伴い、高齢世帯や単身世帯の増加が見込まれることから、介護保険施設のほか、軽費老人ホーム（ケアハウス）、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅など、多様な種類の高齢者向け住まいの整備を促進する必要があります。
- 2017年度（平成29年度）末で廃止が予定されている介護療養病床と看護職員配置25:1の医療療養病床については、受け皿として新たな施設系サービス等への移行が国において検討されています。

#### 施策の方向性

- 介護保険施設のほか多様な種類の高齢者向け住まいについて、中長期的な将来の利用見込みに配慮しながら整備を進めます。
- 療養病床から新たな施設系サービス等への移行については、構想区域の実情やそれに基づく自治体の要望及び国の制度改正を踏まえ、円滑に進むよう医療機関の自主的な取組を支援します。

#### 主な取組

- 特別養護老人ホーム等介護保険施設については、施設サービスと在宅サービスのバランスに配慮しながら、圏域ごとのサービス見込量に基づいて策定した高齢者プランや市町村介護保険事業計画に基づく計画的な整備を支援します。

- 高齢者が多様な住まい方を選択できるよう、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの高齢者向けの住まいの整備を促進します。

## ウ 医療と介護との連携

### 現状と課題

- 近年、在宅療養を選択する人工呼吸器を装着した患者や何らかの医療処置を必要とする患者が増えてきたことから、入院初期から退院後の生活を見据えた退院支援や介護との連携の重要性が高まっています。

### 施策の方向性

- 可能な限り、住み慣れた地域で療養生活が送れるよう、入院患者への退院支援から退院後の日常療養支援、在宅療養患者の症状が急変した時の対応、人生の最終段階（終末期）の看取りまで、医療機関や地域包括支援センター等、医療従事者と介護従事者が連携して、患者や家族を支援していく体制の構築を目指します。

### 主な取組

- 二次医療圏ごとに設置した、病院、診療所、介護、市町村等関係者による協議の場を活用し、入退院時の情報共有の仕組みの策定・運用や在宅医療・介護連携の相談支援体制の整備などを進めます。
- 市町村、医療・介護関係機関等と連携し、地域の医療・介護資源の把握・情報発信や、医療・介護関係者の研修など在宅医療・介護連携の推進に取り組みます。
- 在宅や介護施設等で医療を受けている方の病状変化や介護の情報を、医療・介護関係者や家族が共有するためのシステム構築を支援します。

## エ 在宅医療等提供体制の整備

### (7) 医療・看護

### 現状と課題

- 在宅医療等のニーズは、2025年度（平成37年度）には2013年度（平成25年度）に比べて、全県で約2割程度増加すると見込まれます。
- 在宅医療や介護に重要な役割を果たす訪問看護の提供体制をみると、訪問看護ステーション数は県全体では2012年度（平成24年度）の140か所から2016年度（平成28年度）は162か所へと増加していますが、一部の構想区域では横ばいの地域もみられます。一方、訪問看護師数は多くの構想区域で増加していますが、北信区域で減少しています。

#### 【訪問看護ステーション数、訪問看護師数の推移】

（上段：訪問看護ステーション数(か所)、下段：訪問看護師数(人)）

	佐久	上小	諏訪	上伊那	飯伊	木曾	松本	大北	長野	北信	県計
平成24年度 (2012)	21 119	20 104	10 58	10 51	10 59	2 7	31 203	7 28	23 111	6 41	140 781
平成28年度 (2016)	25 130	22 122	11 74	12 69	11 71	2 8	39 218	7 38	26 173	7 31	162 934

（介護支援課調べ）

### 施策の方向性

- 24 時間体制で、ターミナルケアを含む看取りを実施する医療機関や訪問看護ステーション等の充実を図ります。
- 医師、歯科医師、看護師、薬剤師、歯科衛生士、理学療法士、管理栄養士、介護支援専門員等の多職種の専門性を尊重したチーム医療により、必要な医療・介護サービスが受けられる体制の構築を目指します。

### 主な取組

- 自ら 24 時間対応の在宅医療を提供しつつ、他の医療機関や医療・介護の現場での多職種連携の支援を行う在宅医療支援病院・診療所の整備を支援します。
- 公益社団法人長野県看護協会と連携し、訪問看護に携わる看護職の確保、訪問看護事業所の運営等に関する体制強化への支援、訪問看護に関する専門研修を実施します。

### (イ) 歯科

#### 現状と課題

- 口腔機能の低下や誤嚥性肺炎の予防のためには、在宅療養者への訪問歯科診療や専門的口腔ケアを実施する体制の整備が必要です。

#### 施策の方向性

- 医療・福祉関係者との連携強化を図り、口腔ケア等訪問歯科診療を必要とする在宅療養患者がサービスを適切に受けられる環境の整備を促進します。

#### 主な取組

- 一般社団法人長野県歯科医師会に委託して設置している長野県在宅歯科医療連携室において、県民を対象に訪問歯科診療に関する相談や必要に応じて在宅歯科医療を実施している歯科医院との橋渡しを行います。

### (ウ) 医薬

#### 現状と課題

- 医薬分業は進んできていますが、患者本位の医薬分業を実現するためには、患者の服薬情報の一元的・継続的な把握や在宅での対応を含む薬学的管理・指導などを充実させる必要があります。
- 薬剤師の在宅医療に対応する資質の不足や薬局の体制の不備等から、実際に在宅医療へ参画している薬局・薬剤師は多くありません。

#### 施策の方向性

- 患者本位の医薬分業を目指して、すべての薬局が患者の服薬情報の一元的・継続的な把握や在宅での対応を含む薬学的管理・指導が実施できる「かかりつけ薬局」になるよう推進します。

#### 主な取組

- 薬剤師会等関係団体と連携し、訪問薬剤管理指導業務に係る研修を実施するなど、薬局・薬剤師が在宅医療に参画するための体制づくりに取り組みます。

## (I) 栄養

### 現状と課題

- 地域の高齢者や在宅療養者等が健康・栄養状態を適切に保つためには、医療・介護関係施設と住まいをできるだけ切れ目なくつなぐことができる、食事・栄養等に関する支援が必要です。
- 療養者に対する食事・栄養支援を行う人材は不足しており、訪問栄養指導等を行う医療機関等は多くありません。

### 施策の方向性

- 地域における介護予防の取組の充実とともに、多職種連携による食事・栄養の支援ができる体制を目指します。

### 主な取組

- 栄養士会等関係団体と連携し、在宅療養者等に対する訪問による栄養・食事指導ができる人材育成等に取り組みます。

## オ 県民の理解促進

### 現状と課題

- 県民の中には、在宅医療についての知識が少なく、仮に知っていたとしてもどのような在宅医療がどの程度受けられるのかわからない方も多いなど、県民の在宅医療についての情報が不足しています。

### 施策の方向性

- 県民が知りたい在宅医療の情報（受けられる支援の内容、かかりつけ医のメリット、急変時の対応）等の周知を図ります。

### 主な取組

- 県民が在宅医療を主体的に選択できるよう、県がホームページに開設している「ながの医療情報ネット」などを通じ、在宅医療に関わる医療機関等の情報を提供します。
- 在宅医療を含めた地域における医療提供体制の課題等について県民に広く理解していただくため、地域医療構想調整会議で行われている議論の内容等をホームページに掲載し情報を提供します。
- 在宅医療や人生の最終段階における医療（終末期医療）・看取りのあり方等について、医師会や医療機関等が行う県民への普及啓発の取組を支援します。

### (3) 医療従事者・介護人材の確保・養成

#### ア 医療従事者

##### 現状と課題

- 2014年（平成26年）末現在、本県の人口10万人当たり医療施設従事医師数は、全国平均を下回っています。また、人口10万人当たり看護職員の県内就業者数は、保健師、助産師、看護師は全国平均より高い状況ですが、准看護師は下回っています。医療機関における短時間勤務の増加、夜勤者の確保が困難なことや、保健師の確保が困難な小規模町村があるなど、今後とも人材確保と定着を図ることが課題となっています。（6ページ参照。）
- 回復期機能と関係の深い理学療法士（PT）、作業療法士（OT）の実態について、2014年（平成26年）末現在の長野県における人口10万人当たりの従事者数は、理学療法士が68.7人、作業療法士が43.2人となっており、双方とも全国平均を上回っています。今後、回復期機能の病床の充実が求められていることから、引き続き確保・養成を図ることが重要です。
- 医学、医療技術の進歩に伴い、保健医療サービスの範囲が拡大するとともに、内容の専門化が進んでいるため、医療従事者の高度な専門知識や技術の研修、養成体制整備が求められます。

【病院・診療所における理学療法士、作業療法士の従事者数の推移】

（単位：人）

区分	理学療法士				作業療法士			
	長野県		全国		長野県		全国	
	従事者数 [常勤換算]	人口 10万対	従事者数 [常勤換算]	人口 10万対	従事者数 [常勤換算]	人口 10万対	従事者数 [常勤換算]	人口 10万対
平成20年	828	38.1	45,358	35.5	565	26.0	26,261	20.6
平成23年	1,132	52.9	61,621	48.2	757	35.8	35,427	27.7
平成26年	1,450	68.7	77,138	60.7	912	43.2	42,136	33.2

注)介護サービス事業所従事者は含まない。

（厚生労働省「医療施設調査・病院報告」）

##### 施策の方向性

- 身近な地域で安心して医療を受けることができるよう、即戦力医師の確保を図るとともに、医師の育成を進めるなど、医師の絶対数の確保を図ります。
- 看護職員の新規養成への支援、資質の向上・離職防止、再就業促進を図ります。
- 歯科医師、歯科衛生士、薬剤師、理学療法士、作業療法士などの人材の確保や資質の向上を図ります。

##### 主な取組

- 長野県ドクターバンク事業や医師研究資金貸与事業、臨床研修医研修資金貸与事業等の活用により即戦力医師の確保を図ります。
- 将来、地域医療の現場で活躍する人材を育成するため、医学生修学資金貸与者に対するキャリア形成支援を行い、地域の医療状況等を踏まえた勤務先の指定を行います。
- 医師の絶対数を確保するため、臨床研修病院合同説明会などを開催します。
- 離職防止や人材確保を図るため、長野県医療勤務環境改善支援センターを活用し、医療従事者の勤務環境改善に取り組む医療機関を支援します。



- 長野県看護大学において、看護の専門性に基づいた知識と卓越した看護実践能力を習得したリーダーの育成及び優れた知識と熟練した看護技術を持つ認定看護師の養成を図ります。
- 新規看護師養成数の確保を図るため、民間看護師等養成所の運営費に対して補助を行うとともに、新人研修を実施する医療機関の研修経費に対して支援します。
- 長野県ナースセンター事業（ナースバンク事業、看護学生向けU・Iターン事業等）や看護職員修学資金の活用により、中小規模の医療機関への看護職の確保や町村等への保健師の確保などを図ります。
- 在宅医療の中で大きな役割を果たす訪問看護師の確保・資質向上を図るため、訪問看護師専門研修に参加しやすい環境を整えます。
- 薬剤師や歯科衛生士等の医療従事者について、養成施設における教育の充実が図られるよう、必要により関係機関と協力し適切な運営を指導します。
- 医療従事者の資質向上のため、各職種の関係団体が実施する知識・技能の向上を目指した学術研究会・研修会を支援します。

## イ 介護従事者

### 現状と課題

- 2014年（平成26年）に介護現場で働く介護職員数は3.4万人（推計）ですが、介護サービスの利用者の増加が見込まれる中、2025年（平成37年）には1.2万人多い、約4.6万人が必要になると推計されています。
- 病院から在宅等への移行を進めるには、経管栄養や痰の吸引など医療的ケアが必要になる患者の受け入れ体制整備のための介護職員の教育が必要です。

### 施策の方向性

- 介護従事者の資質向上、キャリア形成等を通じて、介護分野の人材確保・職場定着を図ります。

### 主な取組

- 求人求職のマッチングや資格取得費用の助成により多様な人材の入職を促進します。
- 職場定着（離職防止）を図るため、福祉職員生涯研修等の実施による資質向上や、キャリアパス構築等の支援による労働環境・処遇改善に取り組みます。
- 介護職員が喀痰吸引・経管栄養などの医療的ケアを安全かつ適切に提供するための研修の実施などにより、介護施設等での安全な体制づくりを進めます。

# 第2期

## 信州保健医療総合計画

～「健康長寿」世界一を目指して～

平成30年(2018年)3月  
長野県

# 第1編

## 計画の基本的事項

## 第3節 計画期間

医療法第30条の6第2項等に基づき、平成30年度（2018年度）を初年度とし、2023年度までの6年間とします。

## 第4節 推進体制とそれぞれの役割

### 1 推進体制

本計画を推進するに当たっては、県が主体的に推進していくほか、市町村、医療機関、医療従事者、保健・医療関係団体、そして県民も推進主体として積極的に参加することが必要です。

#### （1）全県的な推進体制

本計画を推進するためには、市町村、医療機関、医療従事者、保健関係者、医療保険者、関係団体、事業主が、それぞれの役割のもと、協働する必要があります。

そのために、以下の組織を通じて十分な意思疎通を図っていくとともに、県民の積極的な参加のもと、一体となって計画を推進します。

- ・長野県医療審議会
- ・長野県地域医療対策協議会
- ・長野県健康づくり推進県民会議
- ・長野県災害・救急医療体制検討協議会
- ・長野県がん対策推進協議会
- ・長野県歯科保健推進県民会議
- ・長野県アルコール健康障害対策推進会議
- ・長野県感染症対策協議会
- ・長野県ウイルス肝炎診療協議会

#### （2）二次医療圏における推進体制

地域における医療提供体制の構築が重要な課題となっていることから、二次医療圏ごとに設置した地域医療構想調整会議等を活用し、医療機関や医療関係団体等とともに、医療連携体制の構築を推進します。

### 2 それぞれの機関に求められる役割

#### （1）県

- ・ 計画の推進のため、保健医療の分野だけではなく、福祉や教育など幅広い分野との一層の連携体制を構築し、広域的視点に立って、総合的に保健医療施策を推進します。
- ・ 平成30年（2018年）4月から市町村とともに国民健康保険の保険者となることから、県民の健康づくりを市町村とより一層協働して進めます。

- ・ 医師、看護師等の医療従事者の確保など、個々の病院や市町村だけでは対応が困難な課題については、広域的な行政機関として主体的な取組を行います。
- ・ 保健福祉事務所は、市町村の保健医療施策に対し支援を行うほか、地域における医療連携体制の構築において、医療機関や医療関係団体等との調整を行います。
- ・ 県民に対し健康増進や適切な医療の受診の仕方など保健医療に関する情報提供を積極的にわかりやすく行うとともに、県民の意見や提言を十分に受け止めて施策を推進します。
- ・ 保健医療制度の全体的な制度設計は国において行われていることから、計画推進に必要な制度の変更や支援策の充実等について、国に要望し働きかけていきます。

## (2) 市町村

- ・ 保健医療、特に保健分野において市町村の果たすべき役割がますます大きくなっているため、市町村においても積極的な保健医療サービスの実施が求められます。
- ・ 特に、住民への医療・健康に関する知識の普及啓発といった一次予防、がん検診や特定健診・特定保健指導などの二次予防において、積極的な役割を果たす必要があります。

## (3) 医療機関・医療従事者・医療関係団体

- ・ 計画の推進に当たっては、医療関係団体等の協力のもと、医療機関が、それぞれの有する機能に応じた医療を提供していくことが必要です。
- ・ 特に、5疾病（がん・脳卒中・心筋梗塞等の心血管疾患・糖尿病・精神疾患）・5事業（救急医療・災害時における医療・周産期医療・小児医療（小児救急を含む。）・へき地医療）及び在宅医療等に関して本計画に記載された医療機関については、医療提供体制の確保・充実の面から、積極的な役割が期待されます。
- ・ また、県民は安全で安心な医療の提供を期待していることから、医療安全体制の整備など医療を提供する環境づくりに努めるとともに、患者との信頼関係の構築に努め、患者の視点に立った医療の提供が求められています。

## (4) 医療保険者

- ・ 医療保険者には、保険財政の安定化と保険者機能を発揮した医療費の適正化が求められています。
- ・ 特に、生活習慣病の予防は、住民の健康の確保の上で重要であるだけでなく、治療に要する医療費の減少にも役立つことから、市町村や他の医療保険者、事業主、医療機関等との連携を図り、特定健診・特定保健指導を効率的かつ効果的に実施していく必要があります。
- ・ また、レセプト情報に基づく医療費分析等を行い、被保険者等の健康状況を把握し、被保険者等の健康の保持・増進に向けた保健事業を積極的に推進するため、保険者協議会を通じて、各保険者が協働していくことが期待されます。

## (5) 県民

- ・ 県民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という意識のもと、適切な生活習慣づくりや疾病予防に努めるとともに、定期的な健診や早期受診により健康を維持・回復することが重要です。また、より良質な医療を受けるため、県民自身が医療情報の収集や医療機関の選択に主体的に関わることも期待されています。
- ・ さらに、質の高い保健医療の環境づくりのためには、県民の理解と協力が必要です。例えば、大病院への患者の集中やそれに伴う病院勤務医の疲弊といった問題を少しでも解決していくためには、県民一人ひとりがかかりつけ医を持つなど、病院勤務医の負担軽減に協力していくことも必要です。

# 第5節 評価及び見直し等

## 1 計画の進捗状況の評価と見直し

本計画で示す目標を達成するためには、県民、関係機関、団体等の理解と協力を得ながら着実に各種施策の推進を図ることが重要です。

このため、分野ごとの目標設定にあたっては、できるだけ数値化した指標を用いて計画の進捗状況が目に見えるよう工夫するとともに、達成状況については 2019 年度以降、毎年度確認・評価を行い、施策の推進に反映させていきます。なお、評価した結果については、県ホームページ等で公表します。

※指標については、医療計画作成指針（平成 29 年 3 月 31 日付け厚生労働省医政局長通知）に基づき以下の 3 区分に分類して掲載しています。

S（ストラクチャー指標）：保健・医療サービスを提供する物的・人的資源及び組織体制等を測る指標
P（プロセス指標）：実際にサービスを提供する主体の活動や、他機関との連携体制を測る指標
O（アウトカム指標）：保健・医療サービスの結果として住民の健康状態や患者の状態を測る指標

また、医療法第 30 条の 6 第 1 項に基づき、在宅医療その他必要な事項については、3 年ごとに調査・分析・評価を行い、必要がある場合は見直しを行います。

## 2 評価に使用する各種統計調査

評価に使用する主な調査は以下のとおりです。

統計調査名称	実施主体
・ 人口動態統計 ・ 衛生行政報告例 ・ 介護保険事業状況報告 ・ 地域保健・健康増進事業報告	厚生労働省
・ 国民生活基礎調査 ・ 国民健康・栄養調査 ・ 病院報告 ・ 医師・歯科医師・薬剤師調査	
・ 患者調査 ・ 医療施設調査 ・ 病床機能報告	
・ 県民健康・栄養調査	
	長野県

また、必要に応じて関係機関に対する調査を実施します。

# 第3編

## 目指すべき姿

## 第1節 目指すべき姿

### 1 「長生き」から「健康で長生き」へ ～健康長寿世界一を目指して～

厚生労働省の都道府県別生命表（平成27年（2015年））によると、長野県の平均寿命は女性が87.675年で全国1位、男性が81.75年で全国2位となっています。また、厚生労働省の平成27年（2015年）都道府県別年齢調整死亡率（人口10万対）の概況によると、長野県の年齢調整死亡率は、男性434.1、女性227.7で男女とも低い方から全国1位となっています。

一方、厚生労働省は、「子どもから高齢者まで全ての国民が共に支え合いながら、希望や生きがいを持ち、健やかで心豊かに生活できる社会の実現」を目指すため、生活の質及び社会環境の質の向上を目的として、平均寿命の延伸とともに、「健康上の問題で日常生活に制限されることなく生活できる期間」とされる健康寿命に従来に増して着目し、その延伸や地域間の健康格差の縮小を実現することとしています。

「長生き」を実現してきた長野県の保健医療に関する施策は、健康寿命をさらに延ばすことにより、住み慣れた環境でできるだけ長く健康で生きがいをもって幸せに暮らせるよう、「健康で長生き」へと更なる施策の展開を図る必要があります。

### 2 取り組む姿勢

県が「健康で長生き」に取り組む姿勢は以下のとおりです。

- 長野県総合5か年計画、第7期長野県高齢者プラン、長野県障がい者プラン2018、長野県食育推進計画（第3次）、第3次長野県自殺対策推進計画等との同時策定となることから、施策の整合性を確保した上で、連携して施策を推進します。
- 平成30年（2018年）4月から、県も市町村とともに国民健康保険の保険者となるため、県民一人ひとりの主体的な健康づくりの取組を市町村とより一層協働して進めます。
- 最新のデータ・知見に基づき、優先して取り組むべき健康課題を見える化します。
- 健康や疾患に関する県民や社会の理解を促進します。
- ヘルスプロモーションの理念を踏まえ、関係機関・団体等と一体となった活動を推進するとともに、これまでの長野県の健康長寿を支えた取組を次世代へ継承します。
- 人口減少への歯止めと人口減少を踏まえた地域社会の維持・活性化に資する取組を推進します。

#### ヘルスプロモーション

○WHO（世界保健機関）が1986年にオタワ憲章にて提唱した考え方で、「人々が自らの健康をコントロールし、改善することができるようにするプロセス」と定義しています。

○県民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、総合的に支援する環境づくりが必要です。



## 長野県の健康長寿の要因と次世代への継承

長野県の平均寿命、健康寿命が全国上位にランクインする要因として、

- ・高齢者の高い就業率や積極的な社会参加など、県民が生きがいを持って生活している。
  - ・野菜摂取量が多く、郷土料理・伝統料理を有効に活用した食生活を送るなど、県民の健康に対する意識が高い。
  - ・食生活改善推進員や保健補導員などの健康ボランティアによる自主的な健康づくりへの取組が活発である。
  - ・医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等の専門職種が連携した地域保健医療活動が活発である。
  - ・周産期死亡率・乳児死亡率が低い。
- などがあげられているところです。（長野県健康長寿プロジェクト・研究事業報告書）  
こうした県民の高い意識と様々な活動は長野県の財産（強み）であり、今後も、継承し発展させていく必要があります。

### 3 基本方針

県は、「健康で長生き」を実現するため、以下の基本方針を掲げます。

#### ○学びを通じた予防活動の充実と健康づくり

生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底に努めるとともに、高齢期における日常生活の自立を目指した身体機能の強化・維持、子どもの頃からの健康づくりへの学びや、働く世代のこころの健康対策等を推進し、県民の行動変容につなげます。

#### ○共助（ソーシャルキャピタル）を基礎とした支援体制の整備

時間的にゆとりのない方や、健康づくりに無関心な方も含め、社会全体として相互に支え合いながら、県民一人ひとりが健康づくりに向けて取り組み、健康を守る環境を整備することを重視します。

#### ○医療提供体制の充実・強化

医療機能の適切な分化と連携を進め、地域全体で医療を支える体制の構築を目指します。

また、各医療圏における医療提供体制を充実・強化するとともに、必要に応じ、隣接する医療圏との連携を図り、県民誰もが身近なところで安全かつ効率的で質の高い医療を受けることができる体制を目指します。

#### ○保健・医療・介護（福祉）の連携と自治の力を活かした地域包括ケア体制の構築

社会全体の変化に対応し、保健・医療・介護（福祉）が相互に連携し、自治の力を活かして地域住民がお互い支え合うことができる、切れ目のない地域包括ケア体制を目指します。

結果

○健康寿命の延伸、平均寿命と健康寿命の差の縮小

○誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現

# 第7編

## 医療施策

## 第2章

### 保健医療従事者の養成・確保

## 第4節 看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）

### 第1 現状と課題

#### 1 看護職員の就業状況

##### （1）看護職員の就業者数

- 平成28年（2016年）末現在の県内就業者数は29,018人です。人口10万人当たりの就業者数では、保健師、助産師、看護師（准看護師含む）で全国より高く、保健師数では全国1位、助産師数では全国2位に位置しています。
- 県内の二次医療圏ごとの人口10万人当たりの就業者数は、看護師数（准看護師含む）では上伊那及び木曾で全国を下回っています。

【表1】人口10万対の医療圏別就業者数（平成28年）

（単位：人）

地域 職種	佐久	上小	諏訪	上伊那	飯伊	木曾	松本	大北	長野	北信	全県	全国
保健師	87.8	65.6	66.4	82.3	83.9	136.6	74.9	108.4	66.8	101.5	76.6	40.4
助産師	43.2	30.0	37.5	42.0	37.9	57.5	54.1	27.1	31.6	50.8	40.2	28.2
看護師	1,208.1	884.3	1,050.4	864.4	970.0	945.5	1,117.9	1,070.1	1,012.5	988.7	1,028.5	905.5
准看護師	187.0	384.4	254.0	257.8	343.8	169.0	221.6	208.3	206.2	229.6	244.4	254.6

（厚生労働省「平成28年度衛生行政報告例」・医療推進課調べ）

##### （2）看護職員の就業場所

- 平成28年（2016年）末現在、本県の看護職員の本来的な就業場所として、病院が61.1%を占め、診療所が13.4%、介護保険施設が13.0%を占めています。
- 看護職員数の10年間の増加率（平成18年と平成28年を対比）は、本県では24.8%と全国の23.8%を上回っています。特に介護保険施設での増加率が高くなっています。

【表2】県内看護職員の就業状況（平成28年）

（単位：人）

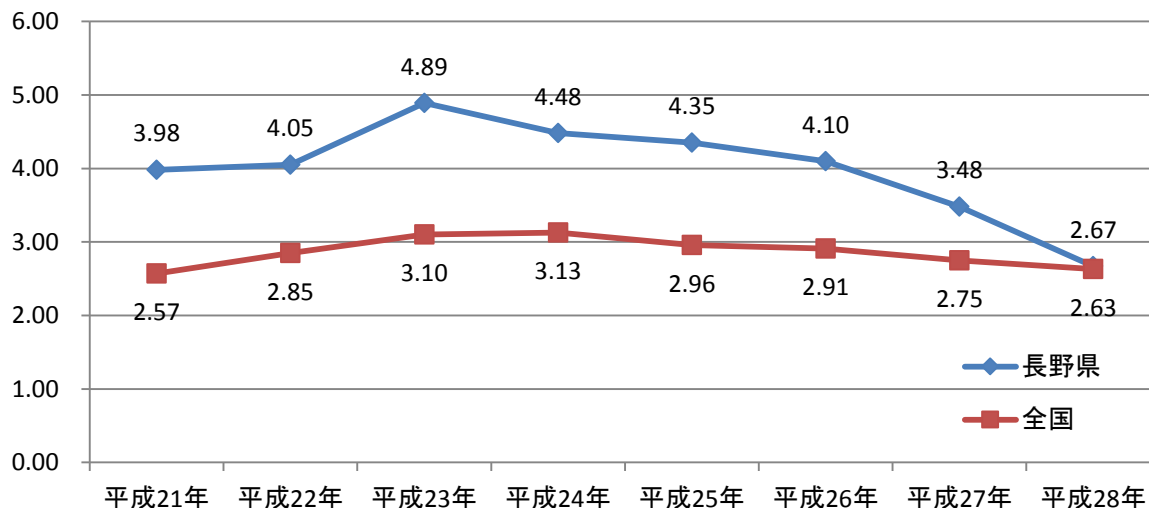
場所 職種	病院	診療所	助産所	訪問看護 ステーション	介護保 険施設	社会福 祉施設	保健所 市町村	その他	合計
保健師	239	34	0	4	9	4	1,150	160	1,600
助産師	579	136	56	0	0	6	24	38	839
看護師	15,027	2,310	0	733	2,290	379	197	540	21,476
准看護師	1,878	1,405	1	34	1,462	217	21	85	5,103
合計	17,723	3,885	57	771	3,761	606	1,392	823	29,018
（構成比）	61.1%	13.4%	0.2%	2.7%	13.0%	2.1%	4.8%	2.7%	100.0%

（厚生労働省「平成28年度衛生行政報告例」）

### (3) 看護職員の需給状況

- 平成18年(2006年)4月の診療報酬改定で手厚い看護体制に対する高い評価(7対1入院基本料)が新設されて以降、看護職員の需要は増えていました。平成24年(2012年)以降は、病床機能の転換等もあり、有効求人倍率は長野県、全国ともに減少傾向となっていますが、依然確保が困難な状況が続いています。

【図1】保健師、助産師、看護師の有効求人倍率の推移 (単位：倍)



(注) 調査月は10月。パートタイムを除く。

(厚生労働省「一般職業紹介状況」)

## 2 看護職員の養成状況

- 平成29年(2017年)4月の県内看護師等学校養成所の入学定員は1,120人となっています。
- 平成27年度(2015年度)卒業生の県内就業率は76.4%です。卒業生999名のうち903名が看護職員として就業し、そのうち763名が県内に就業しています。

【表3】県内看護師等学校養成所の入学定員の推移 (単位：人)

学校種別	課程	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
大学	保健師・看護師	230	230	240	240	240	240	240	240
	保健師(選択) <sup>(注)</sup>	(-)	(-)	(40)	(40)	(40)	(40)	(40)	(40)
	助産師(選択) <sup>(注)</sup>	(28)	(28)	(34)	(34)	(34)	(34)	(34)	(34)
専攻科	保健師	15	15	15	15	15	15	15	15
	助産師	15	15	15	15	15	15	15	15
養成所 (短大含む)	看護師3年課程	520	520	520	520	560	560	560	560
	看護師2年課程	130	130	130	110	110	110	110	110
	准看護師	180	180	180	180	180	180	180	180
合計		1,090	1,090	1,100	1,080	1,120	1,120	1,120	1,120

(注) 選択制の保健師・助産師課程は、選択枠の人数を内訳で示す。

(厚生労働省「看護師等学校入学状況及び卒業生就業状況調査」・医療推進課調べ)

### 3 看護職員の離職状況

- 本県の病院に勤務する常勤看護職員の離職率は、全国（10.9%）を下回るものの、8.8%と高い水準にあり、新卒の看護職員のうち4.5%が離職している状況です。（日本看護協会調べ）
- 新卒の看護職員の離職理由として、学校での看護基礎教育と臨床現場で求められる技術・能力のギャップが挙げられます。

## 第2 施策の展開

### 1 新規養成数の確保

- 県立看護大学及び県立養成校を運営するとともに、民間看護師等養成所の運営費に対して補助を行うことで新規養成数を確保し、県内への就業率の向上を図ります。
- 看護職員修学資金の貸与を通じて、看護職員の確保が困難な中小医療機関等への就業を促進します。
- 看護学生を確保するため、若い世代を対象としたリーフレットの作成や進路相談等、看護業務のPRを行い、看護のイメージアップを図ります。

### 2 離職防止・資質の向上

- 病院内保育所の運営を支援することなどにより、夜勤や交代勤務など働きやすい環境の整備を支援します。
- 勤務環境改善のための施設整備に対する補助等により、看護職員が働き続けられる環境づくりを支援します。
- 医療機関へのアドバイザー派遣、総合相談窓口の設置等により、勤務環境の改善を支援します。
- 看護職員が意欲的に業務に取り組めるよう、資質向上のための各種研修を実施します。
- 新人看護職員の卒後臨床研修体制の整備を促進するため、研修を実施する医療機関の研修経費等に対して支援を行います。
- 県立看護大学において、熟練した看護技術と知識を用いて、水準の高い実践看護ができる専門・認定看護師を養成し、看護現場における看護ケアの広がりや質の向上を図ります。
- 在宅医療を担う訪問看護職員を確保するため、専門研修等の実施、事業所支援を行うとともに、特定行為に係る看護師の研修機会の確保に努め、訪問看護人材の交流を促進します。
- 市町村保健師の確保や保健活動の充実強化を図るため、市町村保健師の採用情報の発信及び職務の段階に応じた研修機会の確保など人材育成に努めます。
- 助産師が医師と連携、または役割分担し、正常分娩の進行管理を行うためのスキルアップを図るため、助産師支援研修や助産師出向支援を実施します。

### 3 再就業の促進

- ナースセンターによる再就業相談や研修、看護師等免許保持者の届出制度を活用した就職斡旋等を実施し、プラチナナース(\*)や潜在看護職員などの再就業を促進します。  
(\*) プラチナナース（業務経験25年以上の看護職員）

元企第 805 号  
令和 2 年 1 月 23 日

学校法人 清泉女学院  
理事長 深澤 光代 様  
清泉女学院大学・短期大学  
学長 山内 宏太朗 様

長野市長 加藤 久雄  
(企画政策部企画課担当)



清泉女学院大学 大学院看護学研究科及び助産学専攻科の設置並びに  
人間学部心理コミュニケーション学科の定員変更について (回答)

平素市政につきましては、格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 2 年 1 月 9 日付けでご案内いただきました、清泉女学院大学における大学院看護学研究科及び助産学専攻科の設置並びに人間学部心理コミュニケーション学科の定員変更につきましては、貴学看護学部設置に際して、将来的な大学院の設置を想定した校舎整備等を対象に補助金を交付し支援を行ったことと併せて、改めて下記  
の理由により、本市として賛同を表明いたします。

#### 記

- 1 医療・看護分野等における専門性の高い人材の輩出が期待されることから、第五次長野市総合計画に掲げる『安心して暮らせる健康づくりの推進』につながることに。
- 2 特色ある高等教育機関の整備が期待されることから、同計画に掲げる『未来を切り拓く人材の育成と環境の整備』の推進につながることに。
- 3 地元での進学先の選択肢が増えるとともに地元での就職に寄与することが期待されることから、同計画に掲げる『「活力あるまちづくり」～定住人口の増加に向けて～』の推進につながることに。

企画政策部企画課

(課長) 日台 和子 (担当) 平井 正宏

電話: 直通 026-224-5010 FAX: 026-224-5103

E-mail: kikaku@city.nagano.lg.jp



令和2年1月20日

清泉女学院大学

学長 山内 宏太朗 様

公益社団法人長野県看護協会  
会長 松本 あつ子



平素は、長野県看護協会の日頃の運営におきまして、ご協力、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、貴学から大学院看護学研究科及び助産学専攻科の設置を計画のご報告がありました。このご報告を受け、本協会としては、計画に沿って早期に実現されることを期待いたします。

本協会では、保健・医療・福祉の現状や課題を踏まえ、「長野県看護協会将来ビジョン」を公表し、「いのち・暮らし・尊厳を守り支える看護」、「人々の生涯にわたり、生活と保健・医療・福祉をつなぐ看護」を目指して取り組んでおり、看護の現場で生じる諸課題を科学的に探究し、その成果を看護実践の充実に活かすことのできる中核的な役割を果たす看護職者を養成することは、地域の医療・保健・福祉政策への貢献が期待されますことから、看護学研究科看護学専攻修士課程の早期新設を要望します。

また、本協会では、長野県の周産期医療を維持するために助産師の役割拡大を進めるとともに、県や市町村等行政と協働し、居住地域を中心として健やかで安全・安心な妊娠・出産や育児が出来る環境整備を推進することとしており、長野県北部に位置する清泉女学院大学において、質の高い助産師を養成し、安定的に輩出することに大きく期待を寄せ、助産学専攻科の早期新設を要望します。



---

(抜粋)

清泉女学院大学大学院  
看護学研究科看護学専攻修士課程 (仮称)  
進学需要等に関するアンケート調査  
結果報告書

---

令和2年1月

株式会社 島津理化

## 目 次

### I. 進学需要調査（集計結果）

#### 【在学生】

調査対象等	1
調査結果概要	2～6
調査対象者に関する質問事項	
卒業後の進路	2
修士の学位の取得	3
清泉女学院大学大学院に関する質問事項	
看護学研究科看護学専攻修士課程において養成する人材	4
看護学研究科看護学専攻修士課程の受験希望	5
看護学研究科看護学専攻修士課程への進学希望	6

### II. 進学需要調査（集計結果）

#### 【有職者】

調査対象等	7
調査結果概要	8～12
調査対象者に関する質問事項	
勤務先	8
修士の学位の取得	9
清泉女学院大学大学院に関する質問事項	
看護学研究科看護学専攻修士課程において養成する人材	10
看護学研究科看護学専攻修士課程の受験希望	11
看護学研究科看護学専攻修士課程への進学希望	12

### III. 人材需要調査（集計結果）

調査対象等	13
調査結果概要	14～18
人材需要全般に関する質問事項	
職種	14
大学院教育の必要性	15
清泉女学院大学大学院に関する質問事項	
看護学研究科看護学専攻修士課程の設置の必要性	16
看護学研究科看護学専攻修士課程で養成する人材の必要性	17
看護学研究科看護学専攻修士課程で学んだ修了生の採用	18

### IV. 参考資料

#### 進学需要調査関係

##### 設置計画の概要

アンケート調査票／在学生・有職者

アンケート依頼先一覧／医療機関等

#### 人材需要調査関係

アンケート調査票／医療機関等

アンケート依頼先一覧

### Ⅲ. 人材需要調査（集計結果）

### Ⅲ. 人材需要調査（集計結果）

#### 【調査対象等】

清泉女学院大学では、令和3年4月の開設に向けて清泉女学院大学大学院看護学研究科看護学専攻修士課程（仮称）の設置を計画しており、この清泉女学院大学大学院看護学研究科看護学専攻修士課程（仮称）の設置計画を策定するにあたり、人材需要の見通しを計量的な数値から検証することを目的として、長野県に所在している医療機関等を対象とした人材需要等に関するアンケート調査を実施した。

#### ①調査対象

長野県に所在している医療関連機関等

#### ②調査方法

医療関連機関等への直接配布、直接回収

医療関連機関等への郵送による配布、回収

#### ③調査実施

令和元年12月

#### ④調査件数

回答件数：11件

※表内の比率は四捨五入のため、各項目の合計値は一致しない。

## 【調査結果概要】

### <人材需要全般に関する質問事項>

#### 1. 職種

長野県に所在している医療関連機関等に対して、職種について質問したところ、回答件数11件の約100.00%にあたる11件が「医療関連機関」と回答している。

#### 問1 職種

No.	カテゴリ	件数/件	全体/%
1	医療関連機関	11	100.00
2	福祉関連施設	0	0.00
3	教育関連機関	0	0.00
4	その他	0	0.00
	未回答・不明	0	0.00
	合計	11	100.00

## <人材需要全般に関する質問事項>

### 2. 大学院教育の必要性

長野県に所在している医療機関等に対して、将来、指導的立場で活躍できる看護職者の養成を目的とする大学院教育の必要性について質問したところ、回答件数 11 件の約 100.00% にあたる 11 件が「必要性を感じる」と回答していることから、将来、指導的立場で活躍できる看護職者の養成を目的とする大学院教育の必要性の高さがうかがえる。

#### 問 2 大学院教育の必要性

No.	カテゴリ	件数/件	全体/%
1	必要性を感じる	11	100.00
2	必要性を感じない	0	0.00
	未回答・不明	0	0.00
	合計	11	100.00

＜清泉女学院大学大学院に関する質問事項＞

3. 看護学研究科看護学専攻修士課程の設置の必要性

長野県に所在している医療機関等に対して、清泉女学院大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程の設置の必要性について質問したところ、回答件数 11 件の約 90.91%にあたる 10 件が「必要性を感じる」と回答しており、清泉女学院大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程の設置の必要性の高さがうかがえる。

問 3 看護学研究科看護学専攻修士課程の設置の必要性

No.	カテゴリ	件数/件	全体/%
1	必要性を感じる	10	90.91
2	必要性を感じない	1	9.09
	未回答・不明	0	0.00
	合計	11	100.00

＜清泉女学院大学大学院に関する質問事項＞

4. 看護学研究科看護学専攻修士課程で養成する人材の必要性

長野県に所在している医療機関等に対して、清泉女学院大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程で養成する人材の必要性について質問したところ、回答件数 11 件の約 90.91% にあたる 10 件が「必要性を感じる」と回答しており、清泉女学院大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程で養成する人材の必要性の高さがうかがえる。

問 4 看護学研究科看護学専攻修士課程で養成する人材の必要性

No.	カテゴリ	件数/件	全体/%
1	必要性を感じる	10	90.91
2	必要性を感じない	1	9.09
	未回答・不明	0	0.00
	合計	11	100.00



<清泉女学院大学大学院に関する質問事項>

5. 看護学研究科看護学専攻修士課程で学んだ修了生の採用

長野県に所在している医療機関等に対して、清泉女学院大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程で学んだ修了生の採用について質問したところ、回答件数 11 件の約 54.55%にあたる 6 件が「採用したい」と回答しており、回答件数 11 件の約 45.45%にあたる 5 件が「採用を検討したい」と回答していることから、清泉女学院大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程で学んだ修了生への採用意向の高さがうかがえる。

問 5 看護学研究科看護学専攻修士課程で学んだ修了生の採用

No.	カテゴリ	件数/件	全体/%
1	採用したい	6	54.55
2	採用を検討したい	5	45.45
3	採用は考えない	0	0.00
4	その他	0	0.00
	未回答・不明	0	0.00
	合計	11	100.00

#### IV. 參考資料

## 清泉女学院大学大学院 看護学研究科 看護学専攻 修士課程(仮称)設置計画の概要

□計画概要 ※設置組織、学生定員、開設時期、設置場所等については予定

- \* 設置組織：看護学研究科 看護学専攻 修士課程（2年制）
- \* 学生定員：入学定員8名／収容定員16名
- \* 開設時期：令和3年4月
- \* 設置場所：長野県長野市栗田1038-7
- \* アクセス：JR長野駅東口より徒歩約1分



清泉女学院大学 長野駅東口キャンパス

### □教育研究上の目的

- \* 看護学研究科看護学専攻修士課程では、看護学分野に関する深い学識の涵養を図り、幅広い医療関連分野において指導的立場で活躍できる人材の養成を目指して、看護学分野に関する高度な専門的知識や能力及び実際にそれらを応用する能力を培うとともに、問題や課題の解決にむけた柔軟な思考力や深い洞察力を養うための体系的かつ組織的な教育活動を行うこととしています。

### □養成する人材

- \* 看護学研究科看護学専攻修士課程では、学部段階等における看護教育に裏打ちされた専門的素養の上に立ち、看護の専門性の一層の向上を図るための深い知的学識と研究能力を備えて、将来、指導的立場で活躍できる看護職者として、看護の質の向上や改善に貢献できる人材を養成します。  
具体的には、看護学分野に関する幅広く深い学識を基礎として、それらを実務に応用する能力及び看護学研究に関する手法や能力を身に付けて、看護の現場で生じる諸課題を科学的に探究し、その成果を看護実践の充実に活かすことのできる中核的な役割を果たす看護職者を養成します。

### □修得する資質・能力

- \* 看護学研究科看護学専攻修士課程では、体系的な教育課程の履修を通じて、以下に掲げる資質・能力を身に付けます。
  - ・看護活動の基盤となる関連領域に関する幅広い知識を身に付けます。
  - ・質の高い看護活動を実践するための豊かな知的学識を身に付けます。
  - ・自ら課題を設定し調査・研究活動を実践できる能力を身に付けます。
- \* 修了後は、医療機関等において各看護領域における質の高い看護ケアの提供に携わる看護実践者として活躍することが想定されるとともに、医療機関等における人材育成のための継続教育や生涯教育の推進、看護職を目指す実習生に対する臨地実習指導などに携わることが想定されます。

### □学費 ※近隣の私立大学院の学費との比較

- \* 清泉女学院大学大学院  
看護学研究科 看護学専攻 修士課程 110万円（入学金20万円 授業料等90万円）
- \* 佐久大学大学院  
看護学研究科 看護学専攻 修士課程 113万円（入学金23万円 授業料等90万円）
- \* 高崎健康福祉大学大学院  
保健医療学研究科 看護学専攻 修士課程 100万円（入学金10万円 授業料等90万円）

## 人材需要調査関係

清泉女学院大学大学院 看護学研究科 看護学専攻 修士課程（仮称）の  
人材需要に関するアンケート調査

清泉女学院大学では、学部教育等で修得した看護学及び看護実践に関する専門的な知識や能力を一層深化させるとともに、自ら研究課題を設定し研究活動を展開する能力を修得することにより、研究能力を備えた看護職者として、看護実践や看護教育の質の向上に貢献できる中核的な役割を果たす人材の養成を目的として、看護学研究科看護学専攻修士課程（仮称）の設置を検討しております。

このアンケート調査は、医療・福祉機関等にお勤めの皆様のご意見をお聞きし、看護学研究科（仮称）の設置に向けての基礎資料とするものですので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、このアンケートの結果は、コンピュータにより処理され、統計資料としてのみ用い、外部の人に見せたりすることはありません。回答は、別紙の「清泉女学院大学大学院 看護学研究科（仮称）設置計画の概要」をご覧いただいたうえで、設問の順に、該当する番号を直接回答欄にご記入ください。

【回答欄】

問1 貴機関の職種について、お伺いします。

次の中から、該当する職種を選んで、回答欄に番号を記入してください。

- |          |              |
|----------|--------------|
| 1 医療関連機関 | 3 教育関連機関     |
| 2 福祉関連施設 | 4 その他（具体的に ) |

問2 あなたは、将来、指導的立場で活躍できる看護職者の養成を目的とする大学院の教育について、どのようにお考えになりますか。

次の中から、一つだけ選んで、回答欄に番号を記入してください。

- 1 必要性を感じる
- 2 必要性を感じない

問3 あなたは、清泉女学院大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程（仮称）の設置について、どのようにお考えになりますか。

次の中から、一つだけ選んで、回答欄に番号を記入してください。

- 1 必要性を感じる
- 2 必要性を感じない

問4 あなたは、清泉女学院大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程（仮称）で養成する人材について、どのようにお考えになりますか。

次の中から、一つだけ選んで、回答欄に番号を記入してください。

- 1 必要性を感じる
- 2 必要性を感じない

問5 あなたは、清泉女学院大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程（仮称）で学んだ修了生の採用について、どのようにお考えになりますか。

次の中から、一つだけ選んで、回答欄に番号を記入してください。

- |            |              |
|------------|--------------|
| 1 採用したい    | 3 採用は考えない    |
| 2 採用を検討したい | 4 その他（具体的に ) |

看護学研究科看護学専攻修士課程（仮称）に対するご意見・ご要望等をご自由にお書きください。

これで、アンケートは終わりです。

ご多忙中、ご協力をいただきまして、ありがとうございました。

人材需要調査 アンケート依頼先一覧（医療機関等／16件）

No	機 関 等 名	所 在 地
1	長野赤十字病院	長野県長野市若里五丁目 22-1
2	信州大学医学部附属病院	長野県松本市旭 3-1-1
3	医療法人裕生会 丸山産婦人科医院	長野県長野市鶴賀南千歳町 982
4	板倉レディースクリニック	長野県長野市稲里町中央 1-12-12
5	中澤ウィメンズライフクリニック	長野県長野市若里 6-3-6
6	助産所ほやほや	長野県長野市北堀 847-11
7	長野県立こども病院	長野県安曇野市豊科 3100
8	長野医療生活協同組合 長野中央病院	長野県長野市西鶴賀町 1570
9	長野県厚生農業協同組合連合会 北信総合病院	長野県中野市西 1-5-63
10	長野県厚生農業協同組合連合会 長野松代総合病院	長野県長野市松代町松代 183
11	長野県厚生農業協同組合連合会 南長野医療センター篠ノ井総合病院	長野県長野市篠ノ井会 666-1
12	飯山赤十字病院	長野県飯山市大字飯山 226-1
13	長野市民病院	長野県長野市大字富竹 1333-1
14	長野県立信州医療センター	長野県須坂市大字須坂 1332
15	上田市立産婦人科病院	長野県上田市緑ヶ丘 1-27-32
16	社会医療法人財団慈泉会 相澤病院	長野県松本市本庄 2-5-1

清泉女学院大学大学院  
看護学研究科看護学専攻修士課程 (仮称)  
進学需要等に関するアンケート調査  
結果報告書

---

令和2年1月

株式会社 島津理化

## 目 次

### I. 進学需要調査（集計結果）

#### 【在学生】

調査対象等	1
調査結果概要	2～6
調査対象者に関する質問事項	
卒業後の進路	2
修士の学位の取得	3
清泉女学院大学大学院に関する質問事項	
看護学研究科看護学専攻修士課程において養成する人材	4
看護学研究科看護学専攻修士課程の受験希望	5
看護学研究科看護学専攻修士課程への進学希望	6

### II. 進学需要調査（集計結果）

#### 【有職者】

調査対象等	7
調査結果概要	8～12
調査対象者に関する質問事項	
勤務先	8
修士の学位の取得	9
清泉女学院大学大学院に関する質問事項	
看護学研究科看護学専攻修士課程において養成する人材	10
看護学研究科看護学専攻修士課程の受験希望	11
看護学研究科看護学専攻修士課程への進学希望	12

### III. 人材需要調査（集計結果）

調査対象等	13
調査結果概要	14～18
人材需要全般に関する質問事項	
職種	14
大学院教育の必要性	15
清泉女学院大学大学院に関する質問事項	
看護学研究科看護学専攻修士課程の設置の必要性	16
看護学研究科看護学専攻修士課程で養成する人材の必要性	17
看護学研究科看護学専攻修士課程で学んだ修了生の採用	18

### IV. 参考資料

#### 進学需要調査関係

##### 設置計画の概要

アンケート調査票／在学生・有職者

アンケート依頼先一覧／医療機関等

#### 人材需要調査関係

アンケート調査票／医療機関等

アンケート依頼先一覧



## **1. 進学需要調査（集計結果）**

**【在学生】**

## 1. 進学需要調査（集計結果）

### 【調査対象等】

清泉女学院大学では、令和3年4月の開設に向けて清泉女学院大学大学院看護学研究科看護学専攻修士課程（仮称）の設置を計画しており、この看護学研究科看護学専攻修士課程（仮称）の設置計画を策定するにあたり、学生確保の見通しを計量的な数値から検証することを目的として、清泉女学院大学の看護学部の在學生（1年生）を対象とした進学需要等に関するアンケート調査を実施した。

#### ①調査対象

清泉女学院大学の看護学部の在學生／1年生

#### ②調査方法

看護学部の在學生への直接配布、直接回収

#### ③調査実施

令和元年12月

#### ④調査件数

回答者数：47人

※表内の比率は四捨五入のため、各項目の合計値は一致しない。

## 【調査結果概要】

### <調査対象者に関する質問事項>

#### 1. 卒業後の進路

清泉女学院大学の看護学部の在学生に対して、卒業後の進路について質問したところ、回答者数 47 人の約 72.34%にあたる 34 人が「医療機関等への就職を希望」、回答者数 47 人の約 10.64%にあたる 5 人が「大学院等への進学を希望」と回答している。

#### 問 1 卒業後の進路

No.	カテゴリ	件数/人	全体/%
1	医療機関等への就職を希望	34	72.34
2	大学院等への進学を希望	5	10.64
3	その他	8	17.02
	未回答・不明	0	0.00
	合計	47	100.00

<調査対象者に関する質問事項>

2. 修士の学位の取得

清泉女学院大学の看護学部の在学生に対して、修士の学位の取得について質問したところ、回答者数 47 人の約 2.13%にあたる 1 人が「修士の学位の取得を考えている」と回答しており、回答者数 47 人の約 34.04%にあたる 16 人が「将来修士の学位の取得を考えている」と回答している。

問 2 修士の学位の取得

No.	カテゴリ	件数/人	全体/%
1	修士の学位の取得を考えている	1	2.13
2	将来修士の学位の取得を考えている	16	34.04
3	修士の学位の取得は考えていない	30	63.83
	未回答・不明	0	0.00
	合計	47	100.00

<清泉女学院大学大学院に関する質問事項>

3. 看護学研究科看護学専攻修士課程において養成する人材

清泉女学院大学の看護学部の在学生に対して、清泉女学院大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程において養成する人材について質問したところ、回答者数 47 人の約 72.34%にあたる 34 人が「魅力を感じる」と回答しており、清泉女学院大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程において養成する人材に対する魅力の高さをうかがうことができる。

問 3 看護学研究科看護学専攻修士課程において養成する人材

No.	カテゴリ	件数/人	全体/%
1	魅力を感じる	34	72.34
2	魅力を感じない	13	27.66
	未回答・不明	0	0.00
	合計	47	100.00

<清泉女学院大学大学院に関する質問事項>

4. 看護学研究科看護学専攻修士課程の受験希望

清泉女学院大学の看護学部の在学生に対して、清泉女学院大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程が設置された場合の受験希望について質問したところ、回答者数 47 人の約 2.13%にあたる 1 人が「受験を希望する」と回答しており、回答者数 47 人の約 10.64%にあたる 5 人が「将来受験を考える（1～2年後）」、回答者数 47 人の約 31.91%にあたる 15 人が「将来受験を考える（3～4年後）」と回答していることから、清泉女学院大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程への積極的な受験意向がうかがえる。

問 4 看護学研究科看護学専攻修士課程の受験希望

No.	カテゴリ	件数/人	全体/%
1	受験を希望する	1	2.13
2	将来受験を考える（1～2年後）	5	10.64
3	将来受験を考える（3～4年後）	15	31.91
4	受験を希望しない	26	55.32
	未回答・不明	0	0.00
	合計	47	100.00

<清泉女学院大学大学院に関する質問事項>

5. 看護学研究科看護学専攻修士課程への進学希望

清泉女学院大学の看護学部の在学生に対して、清泉女学院大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程に合格した場合の進学希望について質問したところ、回答者数 47 人の約 23.40%にあたる 11 人が「進学を希望する」と回答しており、回答者数 47 人の約 21.28%にあたる 10 人が「併願先の結果によって進学を希望する」と回答していることから、清泉女学院大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程への積極的な進学意向がうかがえる。

問 5 看護学研究科看護学専攻修士課程への進学希望

No.	カテゴリ	件数/人	全体/%
1	進学を希望する	11	23.40
2	併願先の結果によって進学を希望する	10	21.28
3	進学を希望しない	10	21.28
	未回答・不明	16	34.04
	合計	47	100.00

なお、清泉女学院大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程が設置された場合、「受験を希望する」と回答した在学生で、看護学研究科看護学専攻修士課程に合格した場合「進学を希望する」と回答した在学生は 1 人、「将来受験を考える（1～2年後）」と回答した在学生で、看護学研究科看護学専攻修士課程に合格した場合「進学を希望する」と回答した在学生は 2 人、「将来受験を考える（3～4年後）」と回答した在学生で、看護学研究科看護学専攻修士課程に合格した場合「進学を希望する」と回答した在学生は 7 人となっている。

問 4 × 問 5 看護学研究科看護学専攻修士課程への進学希望

No.	カテゴリ	件数/人
1*1	受験を希望する×進学を希望する	1
2*1	将来受験を考える（1～2年後）×進学を希望する	2
3*1	将来受験を考える（3～4年後）×進学を希望する	7

## II. 進学需要調査（集計結果）

【有職者】



## II. 進学需要調査（集計結果）

### 【調査対象等】

清泉女学院大学では、令和3年4月の開設に向けて清泉女学院大学大学院看護学研究科看護学専攻修士課程（仮称）の設置を計画しており、この清泉女学院大学大学院看護学研究科看護学専攻修士課程（仮称）の設置計画を策定するにあたり、学生確保の見通しを計量的な数値から検証することを目的として、長野県に所在している医療機関等に勤務している看護師を対象とした進学需要等に関するアンケート調査を実施した。

#### ①調査対象

長野県に所在している医療機関等に勤務している看護師

#### ②調査方法

医療機関等への直接配布、直接回収  
医療機関等への郵送による配布、回収

#### ③調査実施

令和元年12月

#### ④調査件数

回答者数：206人

※表内の比率は四捨五入のため、各項目の合計値は一致しない。

## 【調査結果概要】

### <調査対象者に関する質問事項>

#### 1. 勤務先

長野県に所在している医療機関等に勤務している看護師に対して、勤務先について質問したところ、回答者数 206 人の約 88.83%にあたる 183 人が「看護師として医療現場等に勤務」と回答している。

#### 問1 勤務先

No.	カテゴリ	件数/人	全体/%
1	看護師として医療現場等に勤務	183	88.83
2	その他	23	11.17
	未回答・不明	0	0.00
	合計	206	100.00

<調査対象者に関する質問事項>

2. 修士の学位の取得

長野県に所在している医療機関等に勤務している看護師に対して、修士の学位の取得について質問したところ、回答者数 206 人の約 10.19%にあたる 21 人が「修士の学位の取得を考えている」と回答しており、回答者数 206 人の約 15.53%にあたる 32 人が「将来修士の学位の取得を考えている」と回答していることから、修士の学位の取得に対する積極的な意向がうかがえる。

問2 修士の学位の取得

No.	カテゴリ	件数/人	全体/%
1	修士の学位の取得を考えている	21	10.19
2	将来修士の学位の取得を考えている	32	15.53
3	修士の学位の取得は考えていない	152	73.79
	未回答・不明	1	0.49
	合計	206	100.00

＜清泉女学院大学大学院に関する質問事項＞

3. 看護学研究科看護学専攻修士課程において養成する人材

長野県に所在している医療機関等に勤務している看護師に対して、清泉女学院大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程において養成する人材について質問したところ、回答者数 206 人の約 66.99%にあたる 138 人が「魅力を感じる」と回答しており、清泉女学院大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程において養成する人材に対する魅力の高さをうかがうことができる。

問3 看護学研究科看護学専攻修士課程において養成する人材

No.	カテゴリ	件数/人	全体/%
1	魅力を感じる	138	66.99
2	魅力を感じない	66	32.04
	未回答・不明	2	0.97
	合計	206	100.00

＜清泉女学院大学大学院に関する質問事項＞

4. 看護学研究科看護学専攻修士課程の受験希望

長野県に所在している医療機関等に勤務している看護師に対して、清泉女学院大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程が設置された場合の受験希望について質問したところ、回答者数 206 人の約 3.88%にあたる 8 人が「2020 年度に受験を希望する」と回答しており、回答者数 206 人の約 4.85%にあたる 10 人が「2021 年度に受験を考える」、回答者数 206 人の約 16.02%にあたる 33 人が「2022 年度以降に受験を考える」と回答していることから、清泉女学院大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程への積極的な受験意向がうかがえる。

問 4 看護学研究科看護学専攻修士課程の受験希望

No.	カテゴリ	件数/人	全体/%
1	2020 年度に受験を希望する	8	3.88
2	2021 年度に受験を考える	10	4.85
3	2022 年度以降に受験を考える	33	16.02
4	受験を希望しない	155	75.24
	未回答・不明	0	0.00
	合計	206	100.00

<清泉女学院大学大学院に関する質問事項>

5. 看護学研究科看護学専攻修士課程への進学希望

長野県に所在している医療機関等に勤務している看護師に対して、清泉女学院大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程に合格した場合の進学希望について質問したところ、回答者数 206 人の約 18.45%にあたる 38 人が「進学を希望する」と回答しており、回答者数 206 人の約 11.17%にあたる 23 人が「併願先の結果によって進学を希望する」と回答していることから、清泉女学院大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程への積極的な進学意向がうかがえる。

問 5 看護学研究科看護学専攻修士課程への進学希望

No.	カテゴリ	件数/人	全体/%
1	進学を希望する	38	18.45
2	併願先の結果によって進学を希望する	23	11.17
3	進学を希望しない	57	27.67
	未回答・不明	88	42.72
	合計	206	100.00

なお、清泉女学院大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程が設置された場合、「2020 年度に受験を希望する」と回答した看護師で、看護学研究科看護学専攻修士課程に合格した場合「進学を希望する」と回答した看護師は 8 人、「2021 年度に受験を考える」と回答した看護師で、看護学研究科看護学専攻修士課程に合格した場合「進学を希望する」と回答した看護師は 9 人、「2022 年度以降に受験を考える」と回答した看護師で、看護学研究科看護学専攻修士課程に合格した場合「進学を希望する」と回答した看護師は 15 人となっている。

問 4 × 問 5 看護学研究科看護学専攻修士課程への進学希望

No.	カテゴリ	件数/人
1*1	2020 年度に受験を希望する × 進学を希望する	8
2*1	2021 年度に受験を考える × 進学を希望する	9
3*1	2022 年度以降に受験を考える × 進学を希望する	15

#### IV. 參考資料

## 進学需要調査関係



## 清泉女学院大学大学院 看護学研究科 看護学専攻 修士課程(仮称)設置計画の概要

□計画概要 ※設置組織、学生定員、開設時期、設置場所等については予定

- \* 設置組織：看護学研究科 看護学専攻 修士課程（2年制）
- \* 学生定員：入学定員8名／収容定員16名
- \* 開設時期：令和3年4月
- \* 設置場所：長野県長野市栗田1038-7
- \* アクセス：JR長野駅東口より徒歩約1分



清泉女学院大学 長野駅東口キャンパス

### □教育研究上の目的

- \* 看護学研究科看護学専攻修士課程では、看護学分野に関する深い学識の涵養を図り、幅広い医療関連分野において指導的立場で活躍できる人材の養成を目指して、看護学分野に関する高度な専門的知識や能力及び実際にそれらを応用する能力を培うとともに、問題や課題の解決にむけた柔軟な思考力や深い洞察力を養うための体系的かつ組織的な教育活動を行うこととしています。

### □養成する人材

- \* 看護学研究科看護学専攻修士課程では、学部段階等における看護教育に裏打ちされた専門的素養の上に立ち、看護の専門性の一層の向上を図るための深い知的学識と研究能力を備えて、将来、指導的立場で活躍できる看護職者として、看護の質の向上や改善に貢献できる人材を養成します。  
具体的には、看護学分野に関する幅広く深い学識を基礎として、それらを実務に応用する能力及び看護学研究に関する手法や能力を身に付けて、看護の現場で生じる諸課題を科学的に探究し、その成果を看護実践の充実に活かすことのできる中核的な役割を果たす看護職者を養成します。

### □修得する資質・能力

- \* 看護学研究科看護学専攻修士課程では、体系的な教育課程の履修を通じて、以下に掲げる資質・能力を身に付けます。
  - ・ 看護活動の基盤となる関連領域に関する幅広い知識を身に付けます。
  - ・ 質の高い看護活動を実践するための豊かな知的学識を身に付けます。
  - ・ 自ら課題を設定し調査・研究活動を実践できる能力を身に付けます。
- \* 修了後は、医療機関等において各看護領域における質の高い看護ケアの提供に携わる看護実践者として活躍することが想定されるとともに、医療機関等における人材育成のための継続教育や生涯教育の推進、看護職を目指す実習生に対する臨地実習指導などに携わることが想定されます。

### □学費 ※近隣の私立大学院の学費との比較

- \* 清泉女学院大学大学院  
看護学研究科 看護学専攻 修士課程 110万円（入学金20万円 授業料等90万円）
- \* 佐久大学大学院  
看護学研究科 看護学専攻 修士課程 113万円（入学金23万円 授業料等90万円）
- \* 高崎健康福祉大学大学院  
保健医療学研究科 看護学専攻 修士課程 100万円（入学金10万円 授業料等90万円）

清泉女学院大学大学院 看護学研究科 看護学専攻 修士課程（仮称）の  
進学需要に関するアンケート調査（在学生用）

清泉女学院大学では、看護学分野に関する幅広く深い学識を基礎として、それらを実務に応用する能力及び看護学研究に関する手法や能力を身に付けて、看護の現場で生じる諸課題を科学的に探究し、その成果を看護実践の充実に活かすことのできる中核的な役割を果たす看護職者の養成を目的として、看護学研究科看護学専攻修士課程（仮称）の設置を検討しております。

このアンケート調査は、看護学部在籍している皆さんのご意見をお聞きし、看護学研究科（仮称）の設置に向けての基礎資料とするものですので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、このアンケートの結果は、コンピュータにより処理され、統計資料としてのみ用い、外部の人に見せたりすることはありません。回答は、別紙の「清泉女学院大学大学院 看護学研究科（仮称）設置計画の概要」をご覧ください。設問の順に、該当する番号を直接回答欄にご記入ください。

【回答欄】

問1 あなたは、卒業後の進路についてどのようにお考えになりますか。

次の中から、該当する番号を選んで、回答欄に番号を記入してください。

1 医療機関等への就職を希望

3 その他

2 大学院等への進学を希望

（具体的に、）

問2 あなたは、ご自身の学位の取得についてどのようにお考えになりますか。

次の中から、一つだけ選んで、回答欄に番号を記入してください。

1 修士の学位の取得を考えている

2 将来修士の学位の取得を考えている

3 修士の学位の取得は考えていない

問3 あなたは、清泉女学院大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程（仮称）において養成する人材について魅力を感じますか。

次の中から、一つだけ選んで、回答欄に番号を記入してください。

1 魅力を感じる

2 魅力を感じない

問4 あなたは、清泉女学院大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程（仮称）が設置された場合、受験を希望しますか。

次の中から、一つだけ選んで、回答欄に番号を記入してください。

1 受験を希望する

3 将来受験を考える（3～4年後）

2 将来受験を考える（1～2年後）

4 受験を希望しない

<問5は、問4で「1」・「2」・「3」と回答された方のみ、お答えください>

問5 あなたは、清泉女学院大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程（仮称）に合格した場合、進学を希望しますか。

次の中から、一つだけ選んで、回答欄に番号を記入してください。

1 進学を希望する

3 進学を希望しない

2 併願先の結果によって進学を希望する

看護学研究科看護学専攻修士課程（仮称）に対するご意見・ご要望等をご自由にお書きください。

これで、アンケートは終わりです。ご協力ありがとうございました。

清泉女学院大学大学院 看護学研究科 看護学専攻 修士課程（仮称）の  
進学需要に関するアンケート調査（医療機関等にお勤めの皆様）

清泉女学院大学では、看護学分野に関する幅広く深い学識を基礎として、それらを実務に応用する能力及び看護学研究に関する手法や能力を身に付けて、看護の現場で生じる諸課題を科学的に探究し、その成果を看護実践の充実に活かすことのできる中核的な役割を果たす看護職者の養成を目的として、看護学研究科看護学専攻修士課程（仮称）の設置を検討しております。

このアンケート調査は、医療機関等にお勤めの皆様のご意見をお聞きし、看護学研究科（仮称）の設置に向けての基礎資料とするものですので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、このアンケートの結果は、コンピュータにより処理され、統計資料としてのみ用い、外部の人に見せたりすることはありません。回答は、別紙の「清泉女学院大学大学院 看護学研究科（仮称）設置計画の概要」をご覧ください。設問の順に、該当する番号を直接回答欄にご記入ください。

【回答欄】

問1 あなたの現在の勤務先について、お伺いします。

次の中から、該当する勤務先を選んで、回答欄に番号を記入してください。

- 1 看護師として医療現場等に勤務  
2 その他（具体的に、

問2 あなたは、ご自身の学位の取得についてどのようにお考えになりますか。

次の中から、一つだけ選んで、回答欄に番号を記入してください。

- 1 修士の学位の取得を考えている                      2 将来修士の学位の取得を考えている  
3 修士の学位の取得は考えていない

問3 あなたは、清泉女学院大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程（仮称）において養成する人材について魅力を感じますか。

次の中から、一つだけ選んで、回答欄に番号を記入してください。

- 1 魅力を感じる  
2 魅力を感じない

問4 あなたは、清泉女学院大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程（仮称）が設置された場合、受験を希望しますか。

次の中から、一つだけ選んで、回答欄に番号を記入してください。

- 1 2020年度に受験を希望する                      3 2022年度以降に受験を考える  
2 2021年度に受験を考える                      4 受験を希望しない

<問5は、問4で「1」・「2」・「3」と回答された方のみ、お答えください>

問5 あなたは、清泉女学院大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程（仮称）に合格した場合、進学を希望しますか。

次の中から、一つだけ選んで、回答欄に番号を記入してください。

- 1 進学を希望する                      3 進学を希望しない  
2 併願先の結果によって進学を希望する

看護学研究科看護学専攻修士課程（仮称）に対するご意見・ご要望等をご自由にお書きください。

これで、アンケートは終わりです。ご協力ありがとうございました。

進学需要調査 アンケート依頼先一覧（医療機関等／16件）

No	機 関 等 名	所 在 地
1	長野赤十字病院	長野県長野市若里五丁目 22-1
2	信州大学医学部附属病院	長野県松本市旭 3-1-1
3	医療法人裕生会 丸山産婦人科医院	長野県長野市鶴賀南千歳町 982
4	板倉レディースクリニック	長野県長野市稲里町中央 1-12-12
5	中澤ウィメンズライフクリニック	長野県長野市若里 6-3-6
6	助産所ほやほや	長野県長野市北堀 847-11
7	長野県立こども病院	長野県安曇野市豊科 3100
8	長野医療生活協同組合 長野中央病院	長野県長野市西鶴賀町 1570
9	長野県厚生農業協同組合連合会 北信総合病院	長野県中野市西 1-5-63
10	長野県厚生農業協同組合連合会 長野松代総合病院	長野県長野市松代町松代 183
11	長野県厚生農業協同組合連合会 南長野医療センター篠ノ井総合病院	長野県長野市篠ノ井会 666-1
12	飯山赤十字病院	長野県飯山市大字飯山 226-1
13	長野市民病院	長野県長野市大字富竹 1333-1
14	長野県立信州医療センター	長野県須坂市大字須坂 1332
15	上田市立産婦人科病院	長野県上田市緑ヶ丘 1-27-32
16	社会医療法人財団慈泉会 相澤病院	長野県松本市本庄 2-5-1

対象者数：66 名・回答者数：65 名	
問 1. あなたは、卒業後の進路についてどのようにお考えになりますか。 回答： 1. 医療機関等への就職を希望 2. 大学院等への進学を希望 3. その他	回答 1：46 件 回答 2：13 件 回答 3：6 件
問 2. あなたは、ご自身の学位の取得についてどのようにお考えになりますか。 回答： 1. 修士の学位の取得を考えている 2. 将来、修士の学位の取得を考えている 3. 修士の学位の取得は考えていない	回答 1：7 件 回答 2：31 件 回答 3：27 件
問 3. あなたは、清泉女学院大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程（仮称）において養成する人材について魅力を感じますか。 回答： 1. 魅力を感じる 2. 魅力を感じない	回答 1：64 件 回答 2：1 件
問 4. あなたは、清泉女学院大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程（仮称）が設置された場合、受験を希望しますか。 回答： 1. 受験を希望する（2023 年卒業年度） 2. 将来、受験を考える 3. 受験を希望しない	回答 1：7 件 回答 2：34 件 回答 3：24 件
問 5. あなたは、清泉女学院大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程（仮称）に合格した場合、進学を希望しますか。 回答： 1. 進学を希望する 2. 併願先の結果によって進学を希望する 3. 進学を希望しない	回答 1：27 件 回答 2：16 件 回答 3：22 件
<p>&lt;集計結果分析&gt;</p> <p>「問 4. <u>受験を希望する（2023 年卒業年度）</u> 且つ 問 5. <u>進学を希望する</u>」：7 件</p> <p>「問 4. <u>将来、受験を考える</u> 且つ 問 5. <u>進学を希望する</u>」：20 件</p> <p>「問 4. <u>将来、受験を考える</u> 且つ 問 5. <u>併願先の結果によって進学を希望する</u>」：14 件</p>	

web アンケート方式により実施

清泉女学院大学大学院 時間割案 (春学期)

	I 9:00~10:30	II 10:40~12:10	III 12:55~14:25	IV 14:35~16:05	V 16:15~17:45
月	1年 フィジカルアセスメント特論 (山崎)	看護管理特論 (宮林・黒田)	生命倫理特論 (稲葉・杉浦)	小児期看護学特論 (北村)	ウィメンズヘルス看護学特論 (菅沼・杉浦・市川)
	2年 フィジカルアセスメント特論 (山崎)	看護管理特論 (宮林・黒田)	—	—	—
火	1年 —	—	—	—	—
	2年 —	—	—	—	—
水	1年 —	—	—	—	—
	2年 —	—	—	—	—
木	1年 健康管理特論 (原・山崎)	看護理論特論 (宮林)	在宅看護学特論 (原)	—	—
	2年 —	看護理論特論 (宮林)	—	—	—
金	1年 精神看護学特論 (日下)	家族看護学特論 (原)	コンサルテーション論 (日下)	成人期看護学特論 (石川・宮林・山崎)	災害看護学特論 (小原・黒田・齋藤)
	2年 —	—	コンサルテーション論 (日下)	—	—
集中					

清泉女学院大学院 時間割案 (秋学期)

	I 9:00~10:30	II 10:40~12:10	III 12:55~14:25	IV 14:35~16:05	V 16:15~17:45
月	看護倫理学特論 (宮林)	看護研究方法 (石川)	看護研究方法 (石川)	看護教育学特論 (舟島)	—
2年	看護倫理学特論 (宮林)	—	—	看護教育学特論 (舟島)	—
火	—	—	—	—	—
2年	—	—	—	—	—
水	—	—	—	—	—
2年	—	—	—	—	—
木	発達・ヘルス支援看護学演習 (石川・菅沼・杉浦・宮林 山崎・市川・北村)	発達・ヘルス支援看護学演習 (石川・菅沼・杉浦・宮林 山崎・市川・北村)	—	—	—
2年	—	—	—	—	—
金	包括ケア看護学演習 (小原・日下・原・黒田・齋藤)	包括ケア看護学演習 (小原・日下・原・黒田・齋藤)	—	—	—
2年	—	—	—	—	—
集中					

清泉女学院大学院看護学研究所  
研究指導スケジュール

年次	研究指導内容・体制・目的		評価項目・基準
1年次	事前相談	受験希望者が希望する看護学領域の教員が面接、相談を行い指導する。	研究領域を明確にしているかの確認
	履修ガイダンス		
	研究オリエンテーション	研究指導教員決定に関する院生個別面接を行う。 入学前の希望する看護学領域教員との面接をふまえた入学後の確認面接する。	
	4月～	院生の研究計画にそって主指導教員1名と副指導教員を決定する。	
	研究指導教員の確定		
	研究計画書（入学時）の検討	研究指導教員は研究方法などについて検討、指導する。	研究テーマの設定、研究方法の選択など研究計画書作成に必要な知識の確認
	履修登録	院生は各自の履修計画をもとに研究指導教員から履修指導をうけ履修登録を行う。	
	研究計画の概要に関する報告会	主指導教員と副指導教員に研究計画の概要を報告する。 発表時のコメントなど研究計画の精緻化を図る。	研究計画書の様式をふまえた作成状況 発表後はコメントを十分理解し、研究計画作成に生かしているか確認
	9月	前期の研究進行状況の確認、後期履修及び研究指導を行う。	
	研究指導教員による指導	研究方法の確認、研究論文、関係資料の調査等を指導する。	研究方法の確認、文献検討や関係資料の適切な収集・調査の確認
12月	研究指導教員指導の基、研究計画書を作成し、主指導教員と副指導教員に研究計画を報告する。	指導を生かして作成しているか確認	
1月	院生は倫理審査書類を作成し、倫理審査委員会にて審査を受ける。 倫理審査での条件付き承認などは、承認が得られるまで指導する。		
4月	前期オリエンテーション	修士論文作成に関する指導して、修士論文作成過程を理解しているか確認する。	
研究計画書の確認	研究方法の確認、研究論文、関係資料の調査について確認する。	研究計画にそって研究の実施状況の確認	
7月	研究経過報告会	研究の進捗状況報告会で主指導教員と副指導教員による研究指導を行う。	研究計画にそって研究の実施状況の確認 指導を生かした論文作成状況の確認
9月	研究中間報告会	主指導教員、副指導教員ほか複数の教員による研究指導を行う。	研究計画にそって研究の実施状況の確認 指導等を生かした論文作成状況の確認
1月	修士論文の提出		
2年次	修士論文審査	修士学位論文審査会が審査し、研究科委員会に報告する。 論文審査は研究科教員3名以上で行う。	別記
	修士論文発表会	研究科委員会が修士論文発表会を開催する。 発表会後に口頭試問を行う。	発表会における質問への的確な回答 口頭試問における適切な回答
	2月	学位授与の可否を判断し、学長に報告する。	
	3月	修士学位授与	